

あきしま 支えあいほっとプラン



令和5(2023)年4月

はじめに

社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会
会 長 大田 眞也



昭島市社会福祉協議会では、平成27年に第二次となる「昭島市地域福祉活動計画『あきしま支えあいプラン』」を策定し、基本理念である「ともに支えあうまちづくり」を実現するために、住民や関係団体等の皆さま、また、昭島市とも連携・協働し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

この間におきましても少子高齢化がさらに進展する中で、地域住民同士のつながりの希薄化、家族形態の変容等により、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、地域が抱える福祉課題もより一層多様化、複雑化してきております。

加えて、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に人々の行動が大きく制限されたことにより、社会的孤立や経済的困窮などの地域生活課題が顕在化するなど、従来の仕組みではどうしても対応しきれない課題が数多く生じております。

こうした状況の中、国においては、地域における様々な課題を他人事ではなく「我が事」としてとらえ、「丸ごと」受け止めることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組が推進されております。

このたび策定いたしました、第三次となる本「昭島市地域福祉活動計画」におきましては、第二次計画『あきしま支えあいプラン』の基本理念である「ともに支えあうまちづくり」を発展的に継承することとしておりますが、この基本理念を実現するところこそが、国の目指す「地域共生社会」の実現につながるものと信じて疑いません。

本計画は、私ども社会福祉協議会の活動計画であるとともに、住民や関係団体等の皆さまの活動計画でございます。

今後、社会福祉協議会職員は一丸となって計画の実現に努めてまいり所存でございますが、住民の皆さまや関係団体等の皆さま、また、昭島市との連携・協働がなくてはなし得ないものと考えておりますので、皆さまのより一層のご理解、お力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会委員の皆さま、意識調査等にご協力をいただいた住民、地域団体、福祉関係団体等の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和5年（2023年）4月

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 2 |
| 2 計画の目指すもの | 3 |
| 3 計画の位置づけ | 5 |
| 第2章 地域福祉を取り巻く現状 | 7 |
| 1 社会的背景..... | 8 |
| （1）国の動向..... | 8 |
| （2）都の動向..... | 9 |
| （3）新たな社会課題等 | 10 |
| 2 昭島市の現状..... | 11 |
| （1）人口 | 11 |
| （2）男女5歳階級別人口、人口ピラミッド..... | 12 |
| （3）高齢世帯の推移 | 12 |
| （4）介護保険認定者数の推移..... | 13 |
| （5）障害者（児）数の推移 | 14 |
| （6）保育園の就園状況 | 16 |
| （7）生活保護受給世帯数の推移..... | 17 |
| （8）外国人住民者数 | 18 |
| 3 地域福祉に対する住民等の意識..... | 19 |
| （1）住民への意識調査 | 19 |
| （2）関係団体等からの聞き取り | 21 |
| 第3章 計画の内容 | 23 |
| 1 基本理念と基本目標 | 24 |
| 2 計画の体系..... | 26 |
| 3 実施計画 | 28 |
| 基本目標1 地域ぐるみで生活課題に取り組む仕組みをつくる | 29 |
| プラン1-1 小地域福祉活動の推進..... | 30 |
| プラン1-2 見守り活動の充実..... | 32 |
| 基本目標2 住民がいきいきと活動する地域をつくる..... | 34 |
| プラン2-1 様々な交流機会の創設・拡充..... | 35 |
| プラン2-2 集う場の確保 | 36 |
| プラン2-3 ボランティア活動の拡充..... | 37 |
| 基本目標3 福祉教育の充実と地域で活動する人材を育成する | 39 |
| プラン3-1 福祉教育の推進..... | 40 |
| プラン3-2 人材の確保・育成..... | 41 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 基本目標4 誰もが安心して住み続けられるまちをつくる | 43 |
| プラン4-1 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の充実 | 44 |
| プラン4-2 子育て世帯、外国人居住者に対する支援 | 45 |
| プラン4-3 災害対策等の充実 | 46 |
| プラン4-4 地域福祉を推進するための社協の体制強化 | 48 |
| 第4章 計画の推進と検証 | 51 |
| 1 計画の推進 | 52 |
| 2 計画の進行管理・評価 | 52 |
| 資料編 | 53 |
| 1 昭島市地域福祉活動計画策定委員会開催状況 | 54 |
| 2 昭島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 | 55 |
| 3 昭島市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿 | 56 |
| 4 住民意識調査結果の概要 | 57 |
| (1) 意識調査の概要 | 57 |
| (2) 調査結果概要(抜粋) | 57 |
| 5 用語解説 | 69 |

第1章 計画の策定にあたって



昭島市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ワーオくん」

●● 1 計画策定の背景と目的 ●●

昭島市社会福祉協議会（以下、社協という。）では、住民の皆さまとの協働を基本に、地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、各種関係機関やボランティア団体の皆さまと連携して地域福祉活動を推進するために、平成 27 年 3 月に「昭島市地域福祉活動計画（あきしま 支えあいプラン）」を策定しました。

この間、平成 29 年には「社会福祉法」の改正により、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現が求められるようになりました。

また、地域福祉の推進を図るための市町村計画の策定が努力義務化されたことに伴い、平成 31 年 3 月には「昭島市地域福祉計画」が策定されました。

さらに、令和 2 年の同法改正においては、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、「地域共生社会」の実現に向けた取組が具体的に示されました。

このような状況の中、社協では「あきしま 支えあいプラン」の計画期間が終了することに伴い、その理念、活動を基本的には継承しつつ、「昭島市地域福祉計画」と連携し様々な社会情勢の変化に対応して地域福祉活動をさらに進めていくために、新たに「昭島市地域福祉活動計画（あきしま 支えあいほっとプラン：以下、「本計画」という。）」を策定しました。



●● 2 計画の目指すもの ●●

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・地域団体・福祉関係団体・行政・社会福祉協議会等がお互いに支えあい・助けあいながら課題解決に取り組む考え方です。

近年の社会情勢をみると、全国的に人口減少が進み、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

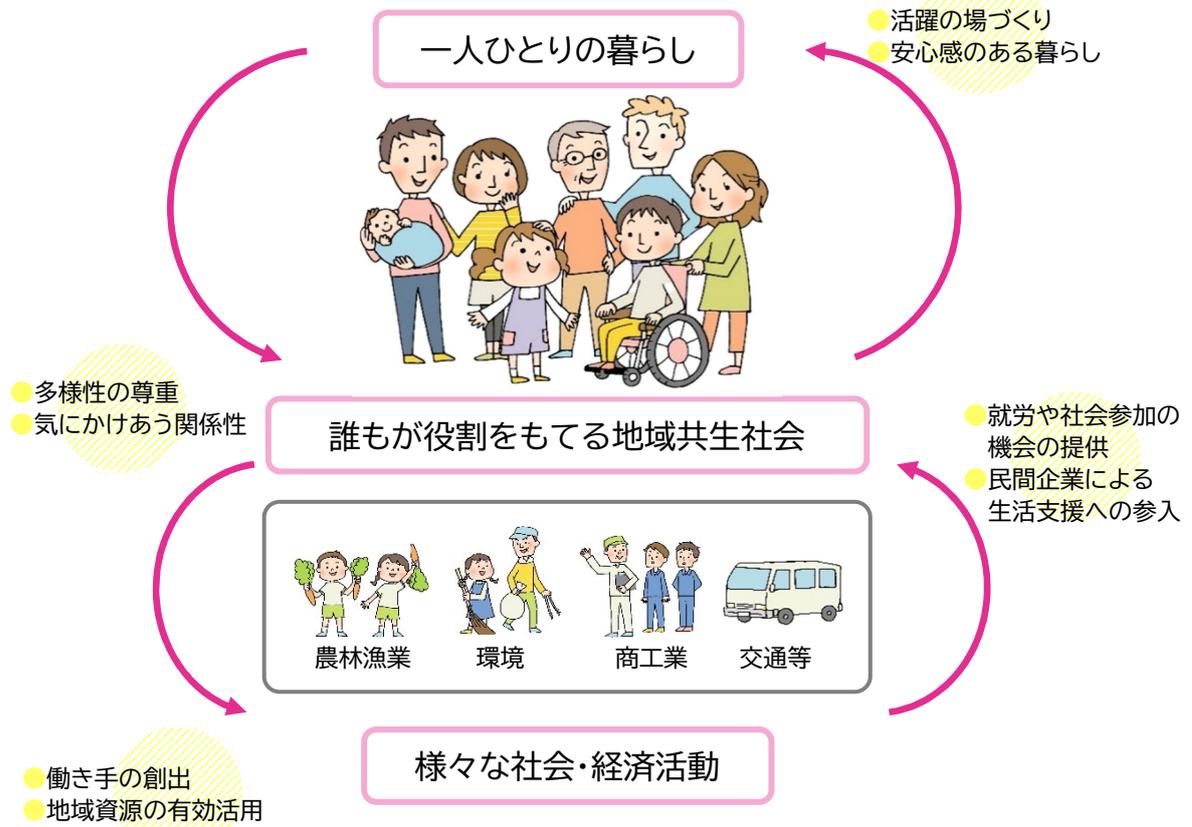
また、令和2年に発生した「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題などを契機に、子どもや高齢者、障害者(児)等の配慮が必要な方への影響に加え、外国人やその他の複合的な課題を抱える方等、これまで福祉の相談窓口や支援機関などを利用したことがない方々の課題が顕在化してきました。

そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し幸せな生活を実現していくためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指すことが重要です。

地域福祉活動とは、子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、それぞれのライフステージに応じて、誰もが住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるように、地域における様々な活動やサービスを組み合わせて、ともに生き、支えあう社会づくりを具体化する活動です。

本計画では、地域福祉活動を推進することで、子どもや高齢者、障害のある方など全ての人が、社会から孤立することなく、自分らしく安心して暮らしていくことの出来るまちづくりを、住民や関係者の皆さまとともに目指します。

【地域共生社会のイメージ】



出典：地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）



●● 3 計画の位置づけ ●●

社協では、平成7年3月に「ともに生き未来を拓くあきしまプラン21」、平成27年3月に「あきしま 支えあいプラン」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

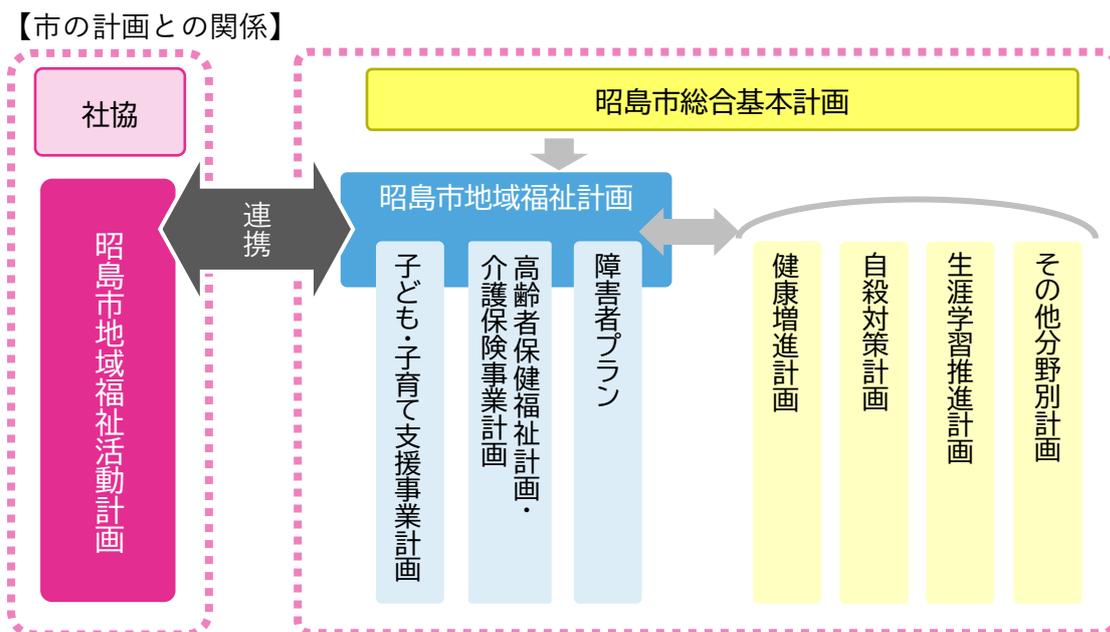
昭島市では、「社会福祉法」第107条の規定に基づき「昭島市地域福祉計画」を策定し、地域福祉のさらなる充実を目指して施策を進めています。

地域福祉を進めるうえでの理念や仕組みづくりを規定した「地域福祉計画」と、それを実行・実現するために中核をなす住民などの行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、両輪となって連携しながら官民協働で地域福祉の推進を目指すこととしています。

また、福祉に関する分野別計画として「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者プラン」、その他の分野別計画などが策定され、各事業が推進されています。

一方、昭島市のまちづくりの基本となる「昭島市総合基本計画」（令和4年度～令和13年度）では、「施策の大綱2 互いに支え合い、尊重し合うまち」において、コミュニティ活動の推進、地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備の取組を位置づけ、地域で暮らす全ての人々が自ら率先して互いに支えあい、助けあい、安心して暮らすことのできる地域社会の構築を目指すことが示されました。

本計画は、これらの市の計画を踏まえ、住民、地域団体、福祉関係団体等の皆さまや行政と連携し、「ともに支えあうあきしま」の実現を目指す中で、地域福祉の充実を図ります。



●● 4 計画の期間 ●●

計画期間は、連携する次期「昭島市地域福祉計画」の終了年度と終期を合わせるために、令和5年度から令和11年度までの7か年とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

| | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 昭島市地域福祉活動計画 | 前計画 | | | | 本計画 | | | | | | |
| 昭島市地域福祉計画 | 現計画 | | | | | 次期計画 | | | | | |
| 昭島市総合基本計画 | 第五次 | | | 令和4年度～令和13年度 | | | | | | | |



第2章 地域福祉を取り巻く現状



●● 1 社会的背景 ●●

(1)国の動向

◆「地域共生社会」の実現に向けた取組

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向け、「社会福祉法」や「介護保険法」の一部を改正するとともに、「重層的支援体制整備事業」などの具体的な取組を示すなどして、その推進を図っています。

◆孤独・孤立対策

令和3年2月、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置されました。孤独・孤立に関わる各事業の担当が各省庁に点在している中、政府一体となって孤独・孤立問題に取り組むことを目指すものです。

さらに、令和3年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。この計画は「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」、「状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる」、「見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との『つながり』を実感できる地域づくりを行う」、「孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する」という4つの基本方針を掲げ、関係省庁、NPO等の関係団体の連携によって孤独・孤立対策を推進するための計画です。

◆ヤングケアラー対策

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

大人が行うような家事や家族の世話などを日常的に行うことで、学業・就職・友人関係などに影響が起る可能性があります。

令和3年の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、厚生労働省・文部科学省が今後取り組むべき施策として、早期発見・把握、支援策の推進、社会的認知度の向上が重要であるとまとめられました。

◆成年後見制度利用促進

高齢化の進行や認知症等により判断能力の不十分な状態の方が増加傾向にあることを受け、平成 28 年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に基づき、平成 29 年には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、成年後見制度利用促進についての基本理念（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視）や国・地方公共団体・関係団体等の責務が規定されました。

また、令和 4 年には、「地域共生社会」の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けたうえで、地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるために、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されています。

(2)都の動向

◆第二期地域福祉支援計画の策定

東京都においては、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間を計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。この計画では、「社会福祉法」の改正、コロナ禍の影響等の社会状況や、顕在化した複合的な地域生活課題についての対応などが新規掲載・追加記述されています。

「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いを支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京」、「地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」、「多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京」の 3 点を基本理念として掲げ、この基本理念を具現化するため「地域での包括的な支援体制づくりのために」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために」、「地域福祉を支える基盤を強化するために」との 3 つのテーマを設定し、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に都が取り組む施策の方向性を明らかにしています。

(3)新たな社会課題等

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和2年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、社会のシステムおよび経済活動に大きな変化が起きました。経済・雇用の不安定化、働き方の変化等、人々の生活にあらゆる影響を及ぼしています。

このような変化の中においては、高齢者、障害者（児）、女性、子どもなど社会的に弱い立場にある方への影響が特に大きく、福祉的な支援が果たす役割も大きくなっています。

国、地方自治体、団体、企業等はそれぞれの立場に応じて支援を広げていくとともに、オンラインツールの活用や新たなつながりの構築など、新しい生活様式に対応した仕組みづくりを進めることが求められています。

◆SDGs に関して

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは国際社会の共通目標である一方、理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、地域福祉において目指すべき地域共生社会の実現にもつながるものです。

国においては令和元年にSDGs実施指針を改定し、従来の行政機関だけではなく、地域の住民が共助の精神で参加して公共的な活動を担う民間主体に対しても、地域の絆を再生し、各地域に山積する課題の解決に向けて共生を基本とする人間らしい社会を築くことにより、SDGsへ貢献していくことへの期待が示されています。

【SDGs 17のゴール】



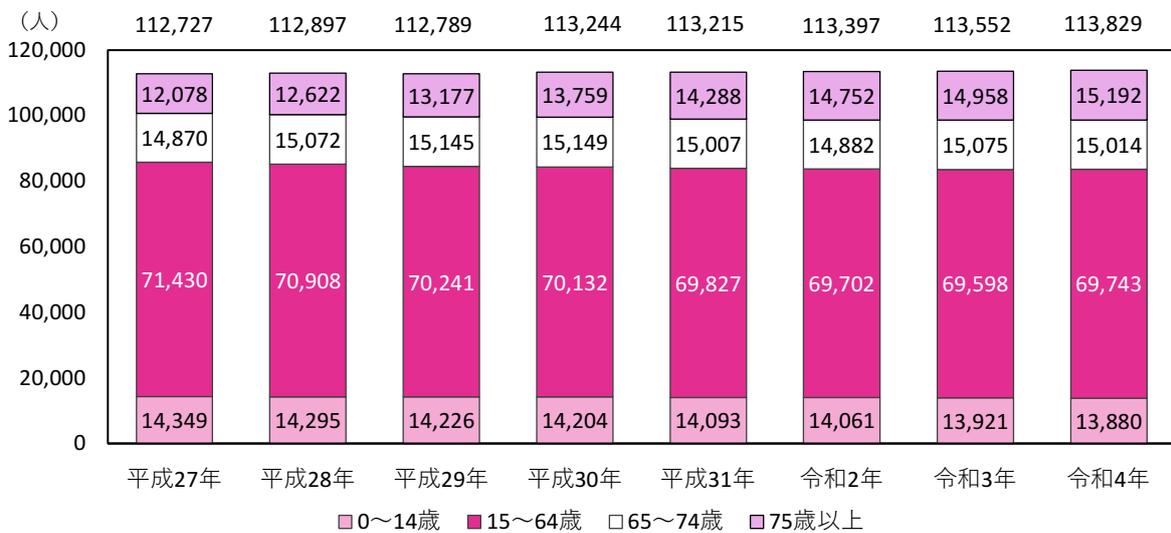
2 昭島市の現状

(1)人口

昭島市の総人口は、113,000 人前後で推移しています。年齢4区分別人口の推移をみると、0～64 歳人口は平成 26 年以降減少傾向となっていました。令和 4 年に 15～64 歳が増加しています。75 歳以上人口は一貫して増加を続けています。

また、年齢4区分別人口割合の推移をみると、15～64 歳人口の占める割合がやや減少し、75 歳以上人口の占める割合がやや増加しています。

■年齢4区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

■年齢4区分別人口割合の推移

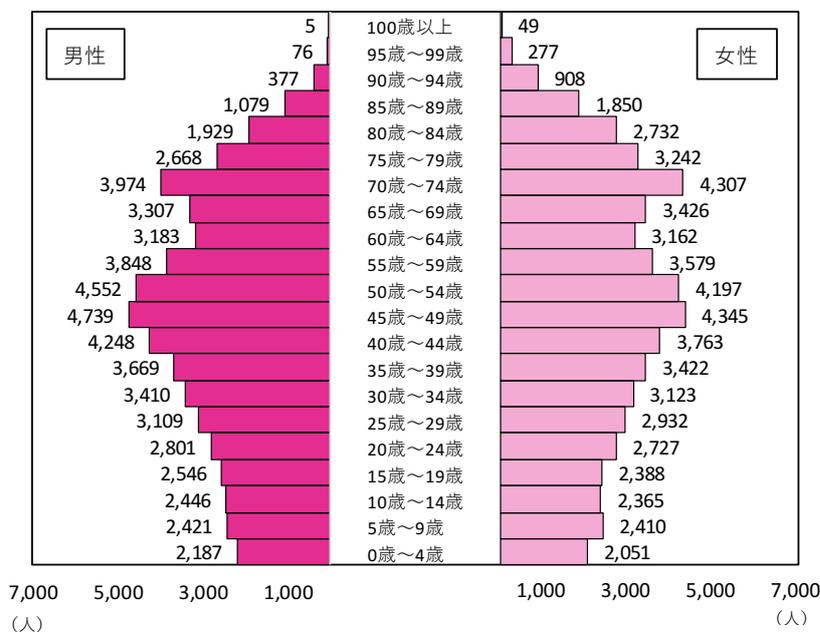


資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

(2)男女5歳階級別人口、人口ピラミッド

昭島市の人口ピラミッドは、出生率・死亡率がともに低い少産少死型となっています。最も多い世代は男女ともに45～49歳で、底辺となる0～4歳を大きく上回っており、少子傾向がより強まっていることがうかがえます。

■人口ピラミッド（令和4年1月1日現在）

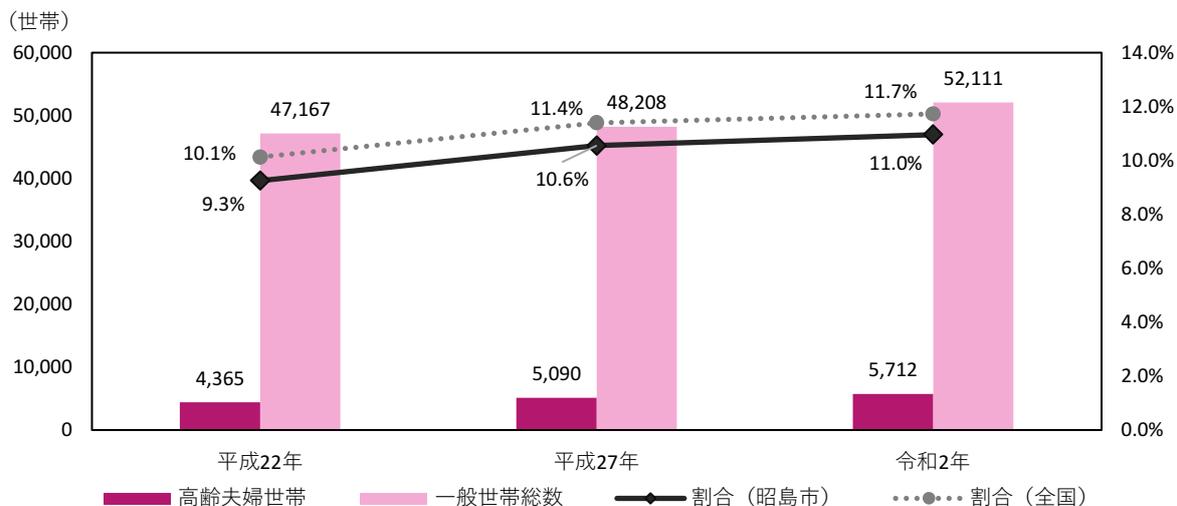


資料：住民基本台帳

(3)高齢世帯の推移

高齢夫婦世帯数・割合はともに増加しています。一般世帯数に占める高齢夫婦世帯の割合は、全国と比較するとやや低い水準となっています。

■高齢夫婦世帯数の推移

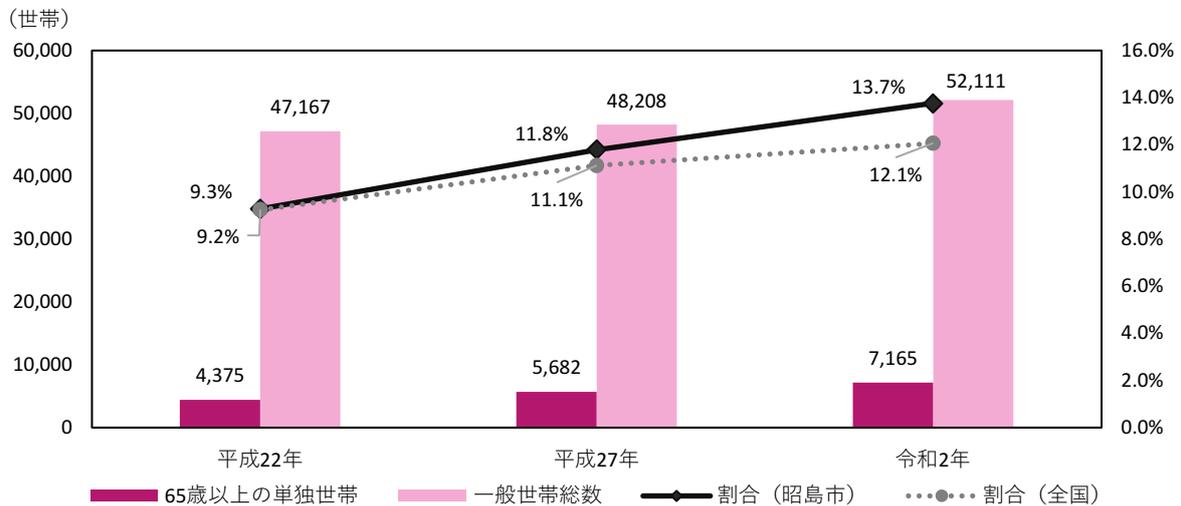


資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯は、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯を指す。

65歳以上の単独世帯数・割合はともに増加しています。一般世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合は、平成27年～令和2年にかけて増加幅が大きくなり、全国と比較してやや高い水準となっています。

■65歳以上の単独世帯数の推移

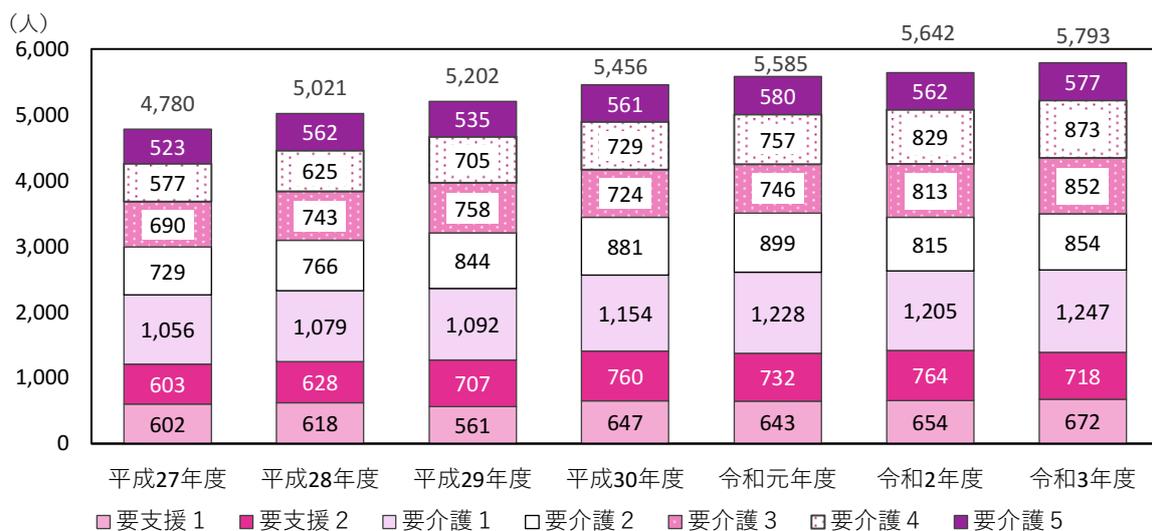


資料：国勢調査

(4)介護保険認定者数の推移

介護保険認定者数は増加傾向にあります。特に要介護1、要介護4の増加が大きくなっています。

■介護保険認定者数の推移



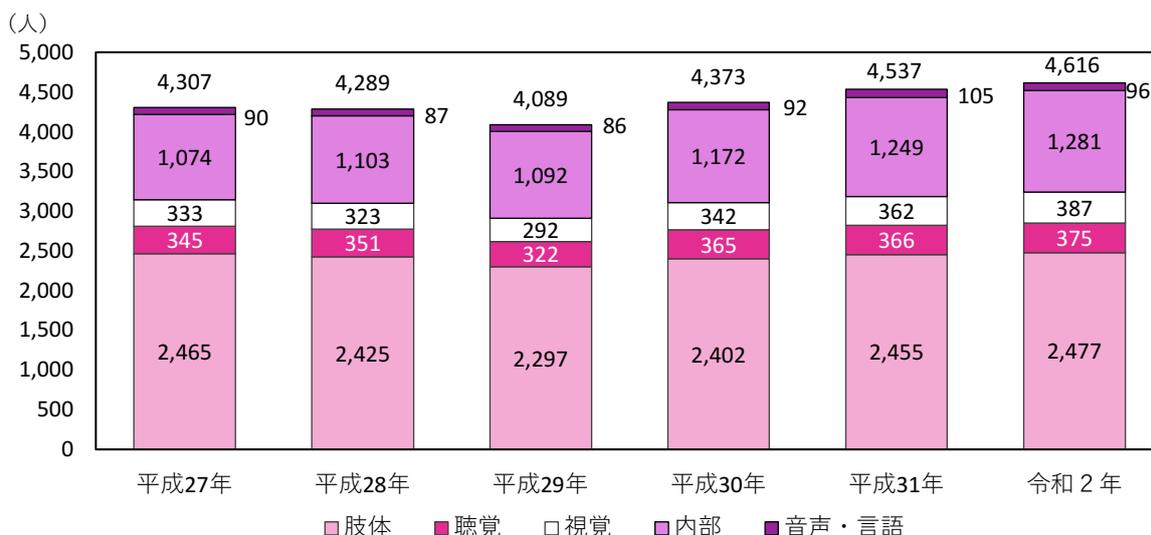
資料：介護保険事業状況報告（各年度末）

(5)障害者(児)数の推移

身体障害者手帳所持者数は平成29年に一度減少して以降、令和2年まで増加傾向にあります。障害種別にみると、内部障害が増加しています。

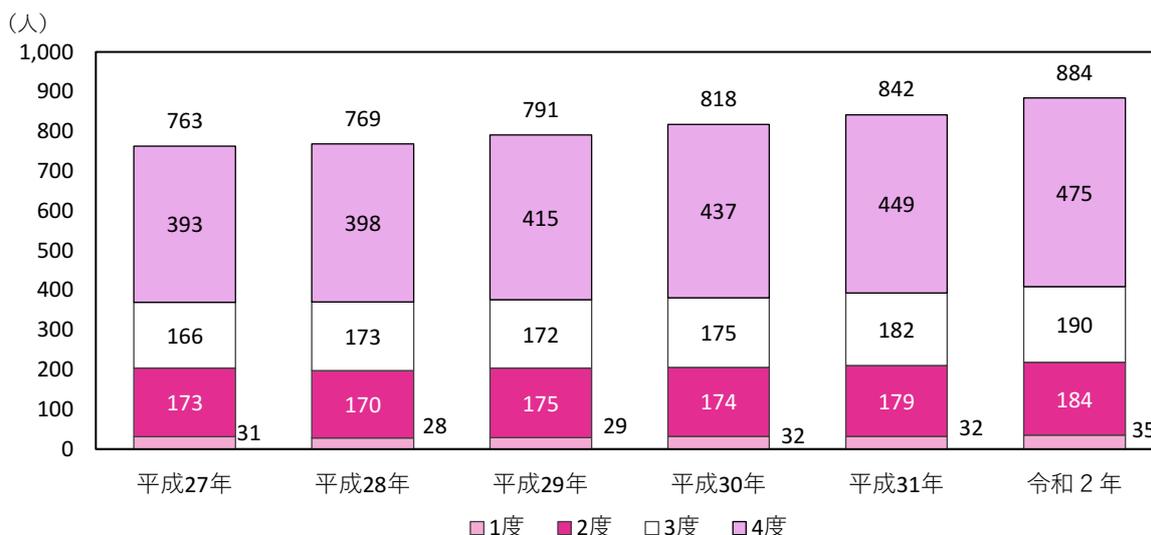
愛の手帳・東京都療育手帳所持者数は一貫して増加傾向にあります。等級別にみると、特に4度の増加が大きくなっています。

■身体障害者手帳所持者の推移



資料：昭島市障害福祉課（各年4月1日現在）

■愛の手帳・東京都療育手帳所持者の推移

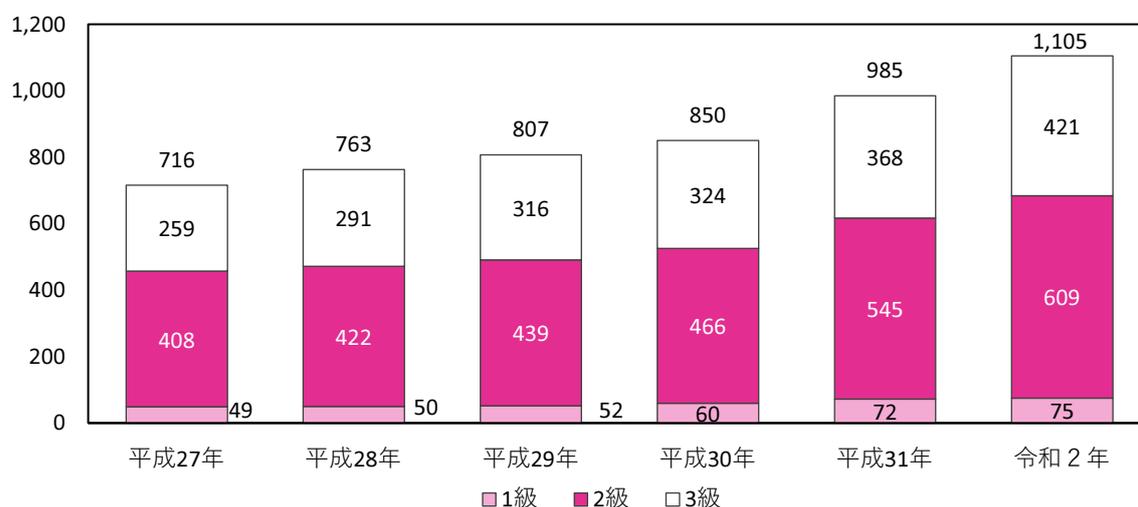


資料：昭島市障害福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者数、愛の手帳・東京都療育手帳所持者数と比較しても増加の幅は大きくなっています。等級別にみると、全ての等級で増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(人)



資料：昭島市障害福祉課（各年4月1日現在）

■発達障害者（児）の状況

文部科学省が令和4年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は8.8%となっており、前回調査（平成24年実施）に比べ2.3ポイント増加しています。

<小学校・中学校>

| | 令和4年推定値 | 平成24年推定値 |
|--------------------|---------|----------|
| 学習面または行動面で著しい困難を示す | 8.8% | 6.5% |
| 学習面で著しい困難を示す | 6.5% | 4.5% |
| 行動面で著しい困難を示す | 4.7% | 3.6% |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 2.3% | 1.6% |

資料：文部科学省

(6) 保育園の就園状況

保育園の就園状況について、定員・入所児童の合計は増加傾向にあり、待機児童数は減少しています。入所児童数を年齢別にみると、特に3歳児以上では平成27年と令和3年を比較して178人の増加となっています。

(人)

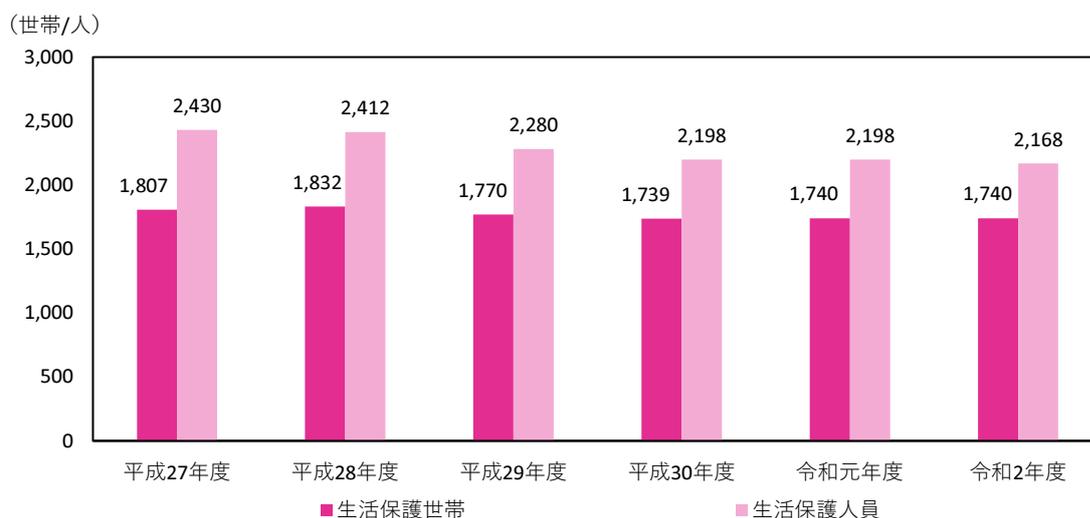
| 年度 | 年 齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児以上 | 合 計 |
|-------|--------|-----|------|------|-------|-------|
| 平成27年 | 定 員 | 246 | 370 | 440 | 1,567 | 2,623 |
| | 入所児童 | 199 | 411 | 486 | 1,468 | 2,564 |
| | (待機児童) | (0) | (16) | (35) | (0) | (51) |
| 平成28年 | 定 員 | 255 | 400 | 472 | 1,656 | 2,783 |
| | 入所児童 | 222 | 423 | 495 | 1,539 | 2,679 |
| | (待機児童) | (2) | (13) | (1) | (5) | (21) |
| 平成29年 | 定 員 | 261 | 415 | 489 | 1,675 | 2,840 |
| | 入所児童 | 225 | 453 | 531 | 1,584 | 2,793 |
| | (待機児童) | (3) | (12) | (0) | (2) | (17) |
| 平成30年 | 定 員 | 262 | 417 | 492 | 1,678 | 2,849 |
| | 入所児童 | 237 | 447 | 528 | 1,676 | 2,888 |
| | (待機児童) | (0) | (21) | (9) | (5) | (35) |
| 平成31年 | 定 員 | 263 | 418 | 494 | 1,678 | 2,853 |
| | 入所児童 | 232 | 442 | 520 | 1,676 | 2,870 |
| | (待機児童) | (0) | (11) | (1) | (0) | (12) |
| 令和2年 | 定 員 | 262 | 419 | 495 | 1,686 | 2,862 |
| | 入所児童 | 220 | 452 | 516 | 1,652 | 2,840 |
| | (待機児童) | (1) | (25) | (1) | (0) | (27) |
| 令和3年 | 定 員 | 271 | 430 | 507 | 1,683 | 2,891 |
| | 入所児童 | 227 | 448 | 533 | 1,646 | 2,854 |
| | (待機児童) | (1) | (10) | (4) | (0) | (15) |

資料：昭島市子ども子育て支援課（各年4月1日現在）

(7)生活保護受給世帯数の推移

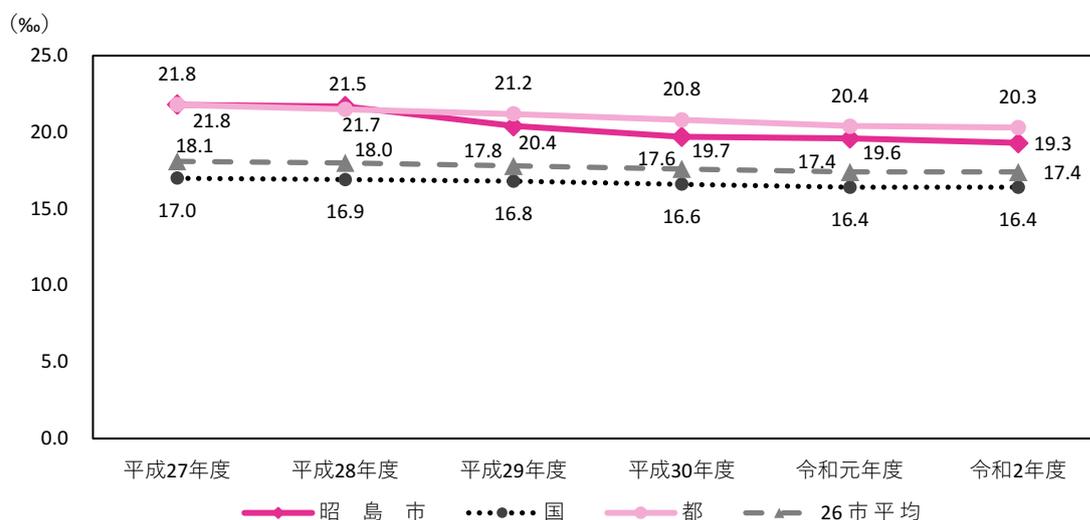
生活保護世帯数、生活保護人員数は近年緩やかな減少傾向にあります。
生活保護率は 20%前後で推移しています。東京都と同程度の水準となっていますが、国及び都内 26 市平均よりは高い水準となっています。

■生活保護世帯及び人員の推移



資料：昭島市生活福祉課（各年度末）

■生活保護率の推移



資料：昭島市生活福祉課（各年度末）

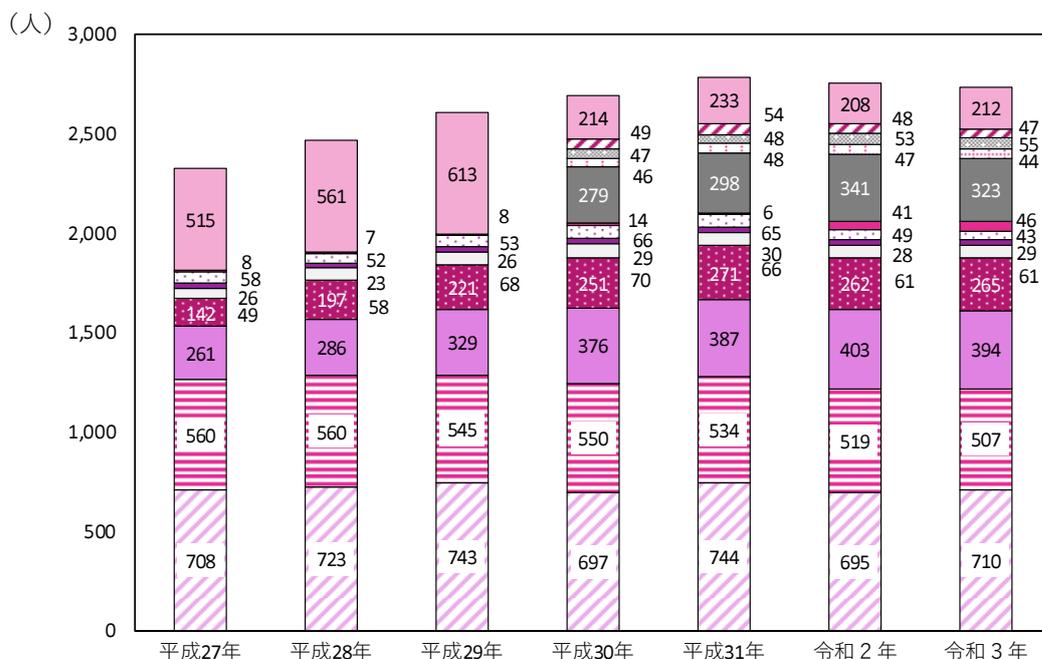
※%（パーミル）は 1,000 分の 1 を 1 とする単位です。

(8)外国人住民者数

外国人住民者数は平成31年まで増加し、令和2年以降は減少しています。

出身国別にみると、「中国」「韓国・朝鮮」「フィリピン」「ネパール」が占める割合は一貫して多くなっています。

■外国人住民者数の推移



| 総数 | 2,327 | 2,467 | 2,606 | 2,688 | 2,784 | 2,755 | 2,736 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ その他 | 515 | 561 | 613 | 214 | 233 | 208 | 212 |
| □ ペルー | 0 | 0 | 0 | 49 | 54 | 48 | 47 |
| ■ ブラジル | 0 | 0 | 0 | 47 | 48 | 53 | 55 |
| □ 台湾 | 0 | 0 | 0 | 46 | 48 | 47 | 44 |
| ■ ベトナム | 0 | 0 | 0 | 279 | 298 | 341 | 323 |
| ■ ミャンマー | 8 | 7 | 8 | 14 | 6 | 41 | 46 |
| □ インド | 58 | 52 | 53 | 66 | 65 | 49 | 43 |
| ■ タイ | 26 | 23 | 26 | 29 | 30 | 28 | 29 |
| □ 米国 | 49 | 58 | 68 | 70 | 66 | 61 | 61 |
| ■ ネパール | 142 | 197 | 221 | 251 | 271 | 262 | 265 |
| ■ フィリピン | 261 | 286 | 329 | 376 | 387 | 403 | 394 |
| ■ 韓国・朝鮮 | 560 | 560 | 545 | 550 | 534 | 519 | 507 |
| □ 中国 | 708 | 723 | 743 | 697 | 744 | 695 | 710 |

※平成27年～平成29年の「ベトナム」「台湾」「ブラジル」「ペルー」はその他に含まれる。

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

●● 3 地域福祉に対する住民等の意識 ●●

(1)住民への意識調査

本計画の策定にあたって、地域の課題やそれに対する住民意識を把握し、計画に反映するために以下の通り意識調査を実施しました。調査項目は、性別、年齢などの基礎的項目のほか、地域との関わり方、今後必要な福祉の取組、ボランティア活動と福祉教育、災害発生時の対応、社協についてそれぞれ設定しました。(調査結果の概要は57ページからの資料4をご覧ください。)

①調査対象者

昭島市内に居住する18歳以上の住民1,000名に、市内団体を通して調査票を配付しました。協力団体は以下の通りです。回収は、郵送またはWebフォーマットからの回答にて行いました。

| No | 団体 | 件数 |
|----|-------------------|-------|
| 1 | 自治会会員 | 400 |
| 2 | 子育て施設関係(保育園保護者) | 230 |
| 3 | 民生委員・児童委員 | 80 |
| 4 | 赤十字奉仕団会員 | 50 |
| 5 | 老人クラブ連合会会員 | 50 |
| 6 | 障害者(児)関係団体(会員) | 50 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター会員 | 140 |
| | 合計 | 1,000 |

②調査期間

令和3年12月20日～令和4年1月31日

③回答状況

| 回収方法 | 件数 | 回収率 |
|----------|------|-------|
| 調査用紙 | 503件 | 50.3% |
| Webアンケート | 91件 | 9.1% |
| 合計 | 594件 | 59.4% |

④回答者属性

| | | | | |
|------|----------------|----------------|--------------|---------|
| 【性別】 | 男性：239名（38名） | 女性：343名（53名） | 無回答：12名 | 合計：594名 |
| 【年齢】 | 20代：10名（3名） | 30代：110名（30名） | | |
| | 40代：96名（28名） | 50代：67名（16名） | | |
| | 60～64歳：50名（5名） | 65～69歳：54名（2名） | | |
| | 70～74歳：99名（5名） | 75歳以上：103名（2名） | | |
| | 無回答：5名 | | | |
| | 合計：594名 | （91名） | ※（）はWeb回答者内数 | |

◆住民意識調査結果から見える課題等

- ・地域コミュニティの希薄化がさらに進行していることがうかがわれる。一方で、自分の生活に余裕ができれば近所同士のつながりが広がることも期待される状況にある。
- ・地域の人との関りについて「できれば親しくなりたい」との回答割合が近所づきあいの程度に関わらず高いことから、多くの方が近所づきあいを拒否している状況にはないことがうかがえる。
- ・福祉について理解を深めるためには、様々な立場の住民が交流する機会を持つことが重要である。
- ・子ども、若者、高齢者など、誰でも集まれる空間が必要である。
- ・多世代が集まれる場として、空き家の活用を検討すべきである。
- ・障害者（児）等への理解について、特に若い世代への取組が必要である。
- ・無理なく参加できる様々なボランティア活動などについて、わかりやすい情報提供がなされることで、参加する方の増加が見込まれる状況にある。
- ・親子で参加できるボランティア活動であれば参加しやすい。
- ・福祉について、子どもと一緒に学べる機会があれば参加したい。
- ・災害時に支援活動を行うためには、普段からの近所づきあいが大変重要である。
- ・個人情報保護との関係から、災害時要援護者の把握方法が課題である。
- ・今後も多様な子育て支援策を講じることが重要である。
- ・福祉に関わる住民を増やす努力が必要である。
- ・子どもの貧困、ヤングケアラー問題など、青少年を取り巻く環境は悪化している。青少年にもっと目を向けてほしい。
- ・隣近所の付き合いが少なくなっていることから、地域イベント、お祭り、老人会活動など、世代間交流の機会を増やしたい。
- ・地域福祉を推進するためには、有償ボランティアの活用も有効である。
- ・コロナ禍を経験し、様々な活動を維持・継続するためにはIT技術の活用を推進する必要がある。
- ・認知度が低い社協の事業などに関し、様々な媒体を利用しての周知が必要である。

(2)関係団体等からの聞き取り

住民や関係団体等の皆さまに、地域課題やその解決に向け実践している活動等について直接お聞きするために、市と連携してヒアリング調査及び地域連絡会を実施・開催しました。

ここで出された皆さまからのご意見等も、計画策定の参考とさせていただきました。

①関係団体等へのヒアリング調査

- 実施日 令和4年2月～3月実施（11日間）
- 参加者 団体の委員及び代表等・市介護福祉課職員・地域包括支援センター職員・社協コーディネーター（総参加人数：36名）
- 対象団体等 自治会・老人クラブ・サロン運営者・医療機関等（病院、薬局）・食料品販売業・その他（市内信用金庫・不動産仲介業・東京都住宅供給公社）

◆ヒアリング調査結果から見える主な課題等

- ・自治会加入世帯は減少が続いている。
- ・自治会会員の高齢化が進行していて、それを理由に退会する人もいる。
- ・高齢単身者世帯が増加している。
- ・若い世代に対して自治会加入を呼びかけてもなかなか加入にはつながっていない。
- ・元々の住人と、引っ越してきた若い世代との交流がない。
- ・保護者の負担増などの理由から、子ども会も衰退している状況にある。
- ・地域での見守り等の支援は必要であるが、個人情報保護の関係で、災害時も含め活動が非常に困難になっている。
- ・ひきこもり対応や、支援をする方の人材育成、個人情報の取り扱いなどの課題が数多く存在する。
- ・認知症の方を地域で支援するためには、認知症に対する理解を深めることが必要である。
- ・認知症サポーター養成講座受講者の活用、講座内容の見直しなどが必要である。
- ・世代や障害の有無などを問わない集いの場が必要である。
- ・ボランティア人口を増やすためには人材育成よりも発掘に力をいれても良いのではないか。
- ・福祉の担い手として、子どもなど多世代の方を巻き込むことによって関心が高まることが期待される。
- ・高齢者等が少しでも長く地域で暮らし続けるための支援（見守り・家事手伝い等）が必要である。
- ・多職種との連携により、顔の見える関係を構築しておくことが必要である。
- ・買い物に不便を感じている方、買物難民に対する取組が必要である。
- ・買い物は見て選ぶ喜びとともに社会参加の意味合いもあり、そういった場は大切である。

②地域連絡会

- 実施日 令和4年9月下旬～10月上旬（5地域：5日間）
- 参加者 参加団体の代表等、市介護福祉課職員、地域包括支援センター職員、社協職員（生活支援コーディネーター等）（総参加人数：125名）
- 参加団体等 自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、居宅介護支援事業所、くらし・しごとサポートセンター、デイサービス事業所、医療機関、薬局、食料品販売業、市内企業、信用金庫、東京都住宅供給公社、昭島郵便局

◆地域連絡会で出された主な課題等

- ・地域連携は重要だが、個人情報保護という壁がある。
- ・様々な課題がある中で、相談窓口の一本化が必要である。
- ・高齢者施策などについて、わかりやすいパンフレットなどが必要である。
- ・顔の見える関係を構築するために、集いの場が必要である。
- ・地域活動を活性化するための場が必要である。
- ・異世代交流の場として、小学校の空き教室などを活用できないか。
- ・「困った」が言いやすい地域づくりが重要である。
- ・地域での見守りがあれば、安心して外に出られると思う。
- ・自治会は世代交流の最適の場である。
- ・情報共有ができる場があるとよい。
- ・小地域連絡会など、身近な地域での協議の場が必要である。
- ・核家族化の進展により、高齢化した世帯の家族関係も崩壊しているケースが多い。
- ・孤立している高齢者が多い。
- ・コロナ禍で巡回や見守りが出来ていない。
- ・コロナ禍で地域のお祭りなどが開催できず、交流の場が失われている。
- ・コロナ禍により、ひきこもり状態に陥った方が増えているように感じる。
- ・ひきこもり状態にある方を支援する担い手を育成する必要がある。
- ・制度のはざまにいる方の支援が必要である。
- ・様々な相談窓口があるにも関わらず知られていない。
- ・心配な方がいても、どこにつないだらよいのかわからない。
- ・高齢者ばかりではなく、生活困窮者は増えている。
- ・高齢者の買い物難民が増えている。
- ・近隣の都立高校の生徒が年に数回地域の清掃活動を手伝ってくれている。こういった若い世代の力をもっと活用できればと思う。
- ・近所の情報は入るが、他の地域の情報が入ってこない。
- ・LINE やオンラインを使ったサービスが多いがうまく使えない。

第3章 計画の内容



●● 1 基本理念と基本目標 ●●

住民の皆さまが、住み慣れた地域で安らぎとぬくもりを感じ、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、自らのことは自らで支える「自助」、制度化された支えあいの取組を関係機関などが連携して行う「共助」、行政の役割による「公助」に加え、隣近所や自治会等、近隣地域の中でお互いが相手の立場を尊重し、協力しあう「互助」によるまちづくりが大切です。

社協では、これまで「ともに支えあうまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民や地域団体、福祉団体、関係機関等と連携・協働のもと様々な取組を推進してきましたが、本計画でもこの基本理念を発展的に継承することとし、さらなる地域福祉の向上を目指します。

《基本理念》

ともに支えあうまちづくり

- ・互いの立場を理解し、尊重しあい、支えあっていくまち
- ・いつまでも住み続けたいと思えるまち



基本理念である「ともに支えあうまちづくり」の実現を目指し、意識調査での回答や地域連絡会での意見等を踏まえる中で、本計画の柱として次の4つの基本目標を設定します。

《基本目標》

基本目標1 地域ぐるみで生活課題に取り組む仕組みをつくる

基本目標2 住民がいきいきと活動する地域をつくる

基本目標3 福祉教育の充実と地域で活動する人材を育成する

基本目標4 誰もが安心して住み続けられるまちをつくる



●● 2 計画の体系 ●●

| 基本理念 | 基本目標 | プラン |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------|
| ともに支えあうまちづくり | 1 地域ぐるみで生活課題に取り組む仕組みをつくる (P29~) | 1-1 小地域福祉活動の推進 |
| | | 1-2 見守り活動の充実 |
| | 2 住民がいきいきと活動する地域をつくる (P34~) | 2-1 様々な交流機会の創設・拡充 |
| | | 2-2 集う場の確保 |
| | | 2-3 ボランティア活動の拡充 |
| | 3 福祉教育の充実と地域で活動する人材を育成する (P39~) | 3-1 福祉教育の推進 |
| | | 3-2 人材の確保・育成 |
| | 4 誰もが安心して住み続けられるまちをつくる (P43~) | 4-1 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の充実 |
| | | 4-2 子育て世帯、外国人居住者に対する支援 |
| | | 4-3 災害対策等の充実 |
| | | 4-4 地域福祉を推進するための社協の体制強化 |

| 取組の内容 | | 実施計画 |
|-------|----------------------------|---|
| ① | サロン活動の推進 | (1)サロン活動について住民へ周知・啓発します (2)サロン運営を支援します (3)サロン活動の活性化を図ります |
| ② | 地域懇談会の開催 | (1)身近な課題を話しあう地域懇談会を開催します |
| ① | 見守り活動の仕組みづくり | (1)日頃からお互いを気遣いあう緩やかな見守り活動の仕組みをつくります (2)「地域元気ネットワーク事業」の充実を図ります |
| ② | ひきこもり状態にある方への支援 | (1)ひきこもり状態にある方に対し、地域での支援体制を構築します |
| ③ | ヤングケアラーに対する支援策の検討 | (1)ヤングケアラーに対する支援策を検討します |
| ① | 様々な世代や新旧住民の交流 | (1)子どもから高齢者まで世代を超えた交流や、新旧住民が交流する機会の拡充を図ります |
| ② | 障害者(児)と地域の人たちとの交流 | (1)障害者(児)と地域の人たちが交流する機会を創設します |
| ① | 自治会館・公共施設の使用 | (1)地域福祉活動を行う場として、自治会館や公共施設の使用について、協議・検討します |
| ② | 空き家等の活用 | (1)地域福祉活動を行う場として、空き家等の活用について検討します |
| ③ | 誰もが集える場の確保 | (1)常設サロンの設置を検討します |
| ① | ボランティア人口の拡充 | (1)若い世代がボランティア活動に定着してもらえるよう取組を進めます (2)シニアボランティアへの参加を促進します |
| ② | 企業や事業所等との連携 | (1)企業や事業所等と連携してボランティア活動を推進します |
| ③ | ボランティアセンターの充実 | (1)ボランティアや市民活動への参加意欲の向上を図るとともに、ボランティア同士の連携を深めるため、共通して活動する場を確保します (2)ボランティア登録を推進し、多様な人材の活用を図ります |
| ① | 学校で学ぶ | (1)市内小・中学校と連携して福祉を学ぶ機会の充実を図ります (2)小・中学生が認知症を理解するための学習の機会を設けます |
| ② | 家庭で学ぶ | (1)子どもと親が福祉についてともに学ぶ機会を提供します |
| ① | 人材の発掘 | (1)地域に潜在している人材の発掘に努めます |
| ② | 地域リーダーの育成 | (1)テーマを定めた研修会や学習会を開催し、地域リーダーを育成します |
| ③ | 研修等と連動した活動の場の提供 | (1)研修会や学習会において習得した知識や技能が発揮できるよう、関連する活動の場を提供します |
| ④ | 認知症の啓発と支援者の養成 | (1)認知症に関する講座を開催します |
| ⑤ | (仮称)子ども人材センターの創設 | (1)将来の地域福祉を担う人材の確保・育成を図るため、(仮称)子ども人材センターを創設します |
| ① | 制度の周知・啓発 | (1)研修会や学習会を開催し、制度の周知・啓発に努めます |
| ② | 成年後見制度の利用促進 | (1)中核機関として、制度の利用促進に努めます (2)市民後見人及び法人後見の活用を図ります |
| ① | ファミリー・サポート・センター事業の充実 | (1)ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります |
| ② | 外国人居住者支援策の充実・拡充 | (1)外国人居住者支援策を充実・拡充します |
| ① | 防災訓練等への参加促進 | (1)関係機関が実施する防災訓練等への参加を促進します |
| ② | 災害時における要配慮者対策の充実 | (1)ひとり暮らし高齢者の安否確認の方法等の対策を検討・充実します (2)災害時に障害者(児)を地域で支援する仕組みづくりを検討・推進します |
| ③ | 感染症等の感染拡大時の対応 | (1)感染症等の感染拡大時の対応について検討を進めます |
| ④ | 災害ボランティアセンターの充実 | (1)災害ボランティアセンターの充実を図ります |
| ① | 地区担当制度の活用 | (1)地区担当職員は、担当する地域の課題解決等に努めます |
| ② | 地域福祉・生活支援コーディネーターの取組推進 | (1)地域福祉・生活支援コーディネーターは、地域課題の発見・解決に向けての取組を推進します |
| ③ | 職員研修会の実施と「(仮称)社協強化発展計画」の策定 | (1)職員研修会を実施するとともに、社協強化・発展のための計画を策定し、実践します |
| ④ | 社協の広報強化 | (1)社協の事業などについて、幅広く広報します |

●● 3 実施計画 ●●

実施計画においては、各取組に関係する団体や組織等を下記の呼称で記述しました。

| 組織・団体名 | 呼 称 |
|-------------------|---------|
| 住民 | 住民 |
| 昭島市自治会連合会 | 自治連 |
| 昭島市老人クラブ連合会 | 市老連 |
| 昭島市民生委員・児童委員協議会 | 民児協 |
| 昭島市地域包括支援センター | 包括セ |
| 子育てネットワーク | 各ネットワーク |
| あきしま地域福祉ネットワーク | |
| 昭島市障害者(児)福祉ネットワーク | |
| 市内小・中学校 | 学校 |
| 昭島市 | 市 |
| 昭島市社会福祉協議会 | 社協 |



基本目標1 地域ぐるみで生活課題に取り組む仕組みをつくる

現状と課題

小地域福祉活動とは、身近な地域で支えあう仕組みを築き、主人公である住民の皆さまが地域の困りごとや心配ごとの解決に向けた方法や活動内容などをともに考えて、地域で取り組んでいく地域活動のことです。



小地域福祉活動を推進していくためには、まずは身近な地域で顔の見える関係を築くことが重要です。

サロン、地域の行事や懇談会、日頃からの見守りなどを通して、子どもや高齢者、子育て世代や障害のある方など、同じ地域に暮らす様々な人たちが出あい、顔見知りになることが地域福祉の第一歩です。



現在、市内では住民の誰もが気軽に参加できる交流と仲間づくりの場として様々なサロンが開催されています。

サロンの運営には、自分からやってみようという人たちや、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティアの皆さまなど多くの人たちが関わっています。



こうした活動などを通して住民相互の緩やかなネットワークを構築し、地域に起こる様々な課題を自分達のものとして捉え、解決していく仕組みが必要です。

方向性

本計画では、サロン活動の普及促進などを通して住民の地域福祉への関心を高め、地域ぐるみで生活課題に取り組む仕組みづくりを推進します。



プラン1-1 小地域福祉活動の推進

取組内容

- ① 顔の見える関係を築くため、日常の生活圏域を単位とした地域で子どもや高齢者、障害者(児)など、誰もが気軽に利用できるサロン活動を推進します。
- ② 地域の課題を自分たちのものとして考え解決していくため、地域内で懇談会を開催します。

①サロン活動の推進

| | | | | | | |
|--|-----------|----|----|----|-----|-----|
| (1)サロン活動について住民へ周知・啓発します。 | | | | | | |
| パンフレット「昭島ふれあいほっとサロン」、広報紙やホームページ、SNSを活用し、サロン活動について広く周知・啓発します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 広報紙への掲載回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：6回 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (2)サロン運営を支援します。 | | | | | | |
| 「昭島ふれあいほっとサロン支援実施要綱」に基づき、サロンの立上げや運営に関する助言や情報提供に努めるとともに、活動費等を助成するなどサロン運営を支援します。また、各ネットワークなど関係団体と連携し、多様な形態や内容のサロンの立上げを推進します。 | | | | | | |
| さらに、高齢者でも気軽に歩いて行ける範囲でのサロン増設に向けて、広報紙やホームページ、SNSで支援制度を周知するなどして、運営者の発掘に努めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 自治連・民児協・市老連・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | サロン数（令和5年3月1日現在：109箇所） | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 110箇所 | 115箇所 | 120箇所 | 125箇所 | 130箇所 | 135箇所 | 140箇所 |



| | | | | | | |
|---|----|-------------------------------|----|----|-----|-----|
| (3)サロン活動の活性化を図ります。 | | | | | | |
| サロンの運営者や各ネットワークなどと連携し、サロン活動に関心のある人やこれからサロン活動を始めようとする人に対する研修会を開催します。また、社協の地区担当職員が参加してのサロン交流会等を地区ごとに開催し、サロン活動の活性化を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 研修会・交流会等の開催回数 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：4回 | | | | | | |

②地域懇談会の開催

| | | | | | | |
|--|----|-----------------------|----|----|-----|-----|
| (1)身近な課題を話しあう地域懇談会を開催します。 | | | | | | |
| 社協の地区担当職員は関係団体などと連携し、生活圏域の中で身近な課題について話しあう「地域懇談会」を、地域包括支援センターの地区割を基本として開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 地域懇談会の開催回数 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 2回 | 3回 | 2回 | 3回 | 2回 | 3回 | 2回 |



プラン1-2 見守り活動の充実

取組内容

- ① 子どもや高齢者、障害者(児)など様々な人たちが生活圏域内でお互いを気遣いあう見守り活動の仕組みをつくりまます。
- ② ひきこもり状態にある方の把握と、相談・支援体制づくりを推進します。
- ③ ヤングケアラーに対する支援策の検討を進めます。

①見守り活動の仕組みづくり

| | | | | | | |
|--|---------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)日頃からお互いを気遣いあう緩やかな見守り活動の仕組みをつくりまます。 | | | | | | |
| 市や関係団体等と連携して連絡会等を開催し、孤独や孤立などの事例を通して発見から見守り、関係者との情報共有や支援までの流れなどを検証することにより、日頃から生活圏域でお互いを気遣いあう緩やかな見守り活動の仕組みをつくりまます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 仕組みづくりに向けた連絡会等の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 1回 | 1回 | 1回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |

| | | | | | | |
|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| (2)「地域元気ネットワーク事業」の充実を図ります。 | | | | | | |
| 70歳以上のひとり暮らし高齢者の見守り活動を目的に実施している「地域元気ネットワーク事業」の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 民児協・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 「地域元気ネットワーク事業」の登録者数(令和5年3月1日現在:1,420人) | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 1,460人 | 1,500人 | 1,540人 | 1,580人 | 1,620人 | 1,660人 | 1,700人 |

②ひきこもり状態にある方への支援

| | | | | | | |
|--|-----------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)ひきこもり状態にある方に対し、地域での支援体制を構築します。 | | | | | | |
| ひきこもり状態にある方や、その家族の居場所づくりや交流の場を開催する市民団体、専門職や支援機関などと連携し、必要な支援につなげるための連絡会等を開催するなどして、地域における支援体制を構築します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 連絡会等の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 連携・協議・検討 | | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

③ヤングケアラーに対する支援策の検討

| | | | | | | |
|---|----------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)ヤングケアラーに対する支援策を検討します。 | | | | | | |
| ヤングケアラーについて、関係団体や学校、市と連携して把握に努めるとともに、その支援策の検討を進めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・学校・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 対象者の把握、支援策の検討・実施 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 把握・検討・実施 | | | | | | |



基本目標2 住民がいきいきと活動する地域をつくる

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化などにより人々の生き方や関わり方は大きく変わってきました。

地域コミュニティの希薄化が進行していると言われる現代社会においては、様々な世代や新旧住民などが交流する機会や場所を確保するとともに、それぞれの住民がいきいきと活動できる地域を形成することにより、コミュニティを再構築することが求められています。



住むまちに誇りと愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思えるまちをつくっていくためには、地域の課題に積極的に関わり、自分達の問題として考え、行動していく姿勢が大切です。

この姿勢を住民の皆さまが実践することにより、地域はより豊かで活力に満ちたものとなり、そこに住む人たちに生きがいと自己実現の機会をもたらします。



地域住民がいきいきと活動する地域をつくることこそ、「ともに支えあうまちづくり」の基本です。

方向性

本計画では、人々が交流する機会や場所の創設・拡充や、ボランティア活動を活性化することにより、お互いを理解しあい、生きがいを持って、そこに住む人々がいきいきと活動できる地域づくりを推進します。



プラン2-1 様々な交流機会の創設・拡充

取組内容

- ① 地域住民が顔を合わせる機会を創設・拡充します。
- ② お互いの立場を理解するため、障害者(児)と地域住民が交流する機会の創設・拡充を図ります。

①様々な世代や新旧住民の交流

| | | | | | | |
|--|---------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)子どもから高齢者まで世代を越えた交流や、新旧住民が交流する機会の拡充を図ります。 | | | | | | |
| 地域のおまつりや運動会、子ども会などの地域活動やサロン活動などの場を通じて、様々な世代や新旧住民が交流する機会の拡充を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 交流機会の拡充 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 交流機会の拡充 | | | | | | |

②障害者(児)と地域の人たちとの交流

| | | | | | | |
|---|---------------------------------|---------|----|----|-----|-----|
| (1)障害者(児)と地域の人たちが交流する機会を創設します。 | | | | | | |
| 障害者(児)関連団体とも連携し、障害者(児)と地域の人たちが、イベントなどを通して顔見知りの関係を築くための機会を創設し、こういった方々への理解を深めるとともに、交流を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 交流機会の創設 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 連携・協議・検討 | | 交流機会の創設 | | | | |



プラン2-2 集う場の確保

取組内容

- ① 自治会館や公共施設の使用について協議・検討します。
- ② 空き家等の活用について検討します。
- ③ 常設サロンの設置について検討・設置します。

①自治会館・公共施設の使用

| | | | | | | |
|--|--------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)地域福祉活動を行う場として、自治会館や公共施設の使用について、協議・検討します。 | | | | | | |
| 地元自治会や市の担当課と連携し、地域福祉活動を行う場として自治会館や市立会館等の公共施設の使用について協議・検討を進めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 自治連・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 自治会館・市立会館等の使用状況の把握 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 使用状況の把握 | | | | | | |

②空き家等の活用

| | | | | | | |
|---|----------|----|----|----|-----|-----|
| (1)地域福祉活動を行う場として、空き家等の活用について検討します。 | | | | | | |
| 所有者情報が得られた市内の空き家・空き室・空き店舗等について、市民が安心して地域福祉活動を行う場として活用できるよう協議・検討します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 空き家等の活用数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 協議・検討 | | | 1 | 1 | 2 | 2 |

③誰もが集える場の確保

| | | | | | | |
|---|----------|----|----|----|-----|-----|
| (1)常設サロンの設置を検討します。 | | | | | | |
| いつでも誰でも気軽に立ち寄れる常設サロンについて、設置場所や運営方法、実施主体、活動内容等の検討を進めます。 また、モデル事業として市内1箇所に常設サロンを設置します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | モデル事業実施数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置場所、運営方法等の検討 | | | 1 | 1 | 1 | 1 |

プラン2-3 ボランティア活動の拡充

取組内容

- ① 若い人から高齢者までボランティアの輪を広げ、ボランティア人口の拡充を図ります。
- ② 企業や事業所等と連携してボランティア活動を推進します。
- ③ ボランティアセンターの活動を充実します。

①ボランティア人口の拡充

| | | | | | | |
|--|---------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)若い世代がボランティア活動に定着してもらえよう取組を進めます。 | | | | | | |
| 「夏の体験ボランティア」に参加した小、中、高、大学生を対象に懇談会や研修会を開催するなどして、若い世代がボランティア活動に定着してもらえよう取組を進めます。また、SNS等を活用し、若い世代が情報を入手しやすい環境を整えます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・学校・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 懇談会・研修会等の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

| | | | | | | |
|---|-----------|----|----|----|-----|-----|
| (2)シニアボランティアへの参加を促進します。 | | | | | | |
| 広報紙やホームページ、SNSを通してシニアボランティアについて周知・啓発するなどしてボランティア活動への興味や関心を醸成し、参加への足掛かりをつくります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 広報紙への掲載回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：2回 | | | | | | |

②企業や事業所等との連携

| | | | | | | |
|--|---------|----|----|----|-----|-----|
| (1)企業や事業所等と連携してボランティア活動を推進します。 | | | | | | |
| 企業や事業所等における社会貢献の場としてのボランティア活動について、市と連携して推進します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 活動状況の把握 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 活動状況の把握 | | | | | | |

③ボランティアセンターの充実

| | | | | | | |
|--|----|---------------------------|----|----|-----|-----|
| (1)ボランティアや市民活動への参加意欲の向上を図るとともに、ボランティア同士の連携を深めるため、共通して活動する場を確保します。 | | | | | | |
| 「ボランティア・市民活動フェスティバル」を開催し、ボランティアや市民活動への参加意欲の向上を図るとともに、共通する活動の場を確保するなどして、ボランティア同士の連携を深めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・市・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 「ボランティア・市民活動フェスティバル」の開催回数 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：1回 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|-----|------------------------------|------|------|------|------|
| (2)ボランティア登録を推進し、多様な人材の活用を図ります。 | | | | | | |
| ボランティア登録を推進し、登録した人の活動の場をコーディネートするなどして、多様な人材の活用を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 個人ボランティア登録者数（令和5年3月1日現在：62人） | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 70人 | 80人 | 90人 | 100人 | 110人 | 120人 | 130人 |



基本目標3 福祉教育の充実と地域で活動する人材を育成する

現状と課題

地域福祉を継続的に推進していくためには、将来を見据えた福祉教育の充実と地域リーダーの育成が欠かせません。



地域住民が地域や福祉について学ぶ機会の提供は、「地域福祉の推進」をその役割とする社協にとって極めて重要です。

子どもたちが、地域で暮らす高齢者や障害のある方など様々な人と関わり、多様な生き方に触れることで、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心を育むことにつながります。

また、大人が福祉や生活に関する課題を学び、積極的に関わることで、住民同士がともに生きる地域（地域共生社会）づくりを進めるきっかけになります。



地域には様々な分野で多彩な才能を持った人たちが暮らしています。

そうした人たちに地域活動の担い手として活躍してもらうためには、誰かに強制されるのではなく、また、必ずしも組織に所属するのでもなく、緩やかなつながりの中で自由に活動できる環境を整えることが重要です。

方向性

本計画では、福祉教育を通して将来を担う子どもたちの豊かな心の醸成を図るとともに、地域のリーダーとして活動する人材を発掘、育成、応援します。



プラン3-1 福祉教育の推進

取組内容

- ① 「福祉教育支援プログラム」の充実を図ります。
- ② 親子で福祉を考える機会を提供します。

①学校で学ぶ

| | | | | | | |
|---|---------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)市内小・中学校と連携して福祉を学ぶ機会の充実を図ります。 | | | | | | |
| 社協が作成する「福祉教育支援プログラム」について、ボランティア団体の協力を得て多様なメニューを用意するなど、多くの学校が福祉教育に利用してもらえるよう充実を図ります。 また、プログラムを提供するボランティア団体等と、利用する学校との連絡会を開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 学校・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | プログラムを利用する学校数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 5校 | 5校 | 5校 | 6校 | 6校 | 7校 | 7校 |

| | | | | | | |
|--|-------------|----|----|----|-----|-----|
| (2)小・中学生が認知症を理解するための学習の機会を設けます。 | | | | | | |
| 包括セや学校と連携し、小・中学生に認知症を理解してもらうための授業や説明会などを開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 包括セ・学校・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 説明会を開催する学校数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 1校 | 1校 | 3校 | 3校 | 5校 | 5校 | 5校 |

②家庭で学ぶ

| | | | | | | |
|---|---------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)子どもと親が福祉についてともに学ぶ機会を提供します。 | | | | | | |
| 家庭で福祉を考える機会につなげるため、夏休みに親子で参加できる体験会や学習会などを開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 体験会・学習会等の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：1回 | | | | | | |

プラン3-2 人材の確保・育成

取組内容

- ① 地域の人材を発掘します。
- ② 地域のリーダーを育成します。
- ③ 研修等と連動した活動の場を提供します。
- ④ 認知症について啓発するとともに、支援者を養成します。
- ⑤ (仮称)子ども人材センターを創設します。

①人材の発掘

| | | | | | | |
|--|----|----------------------|----|----|-----|-----|
| (1)地域に潜在している人材の発掘に努めます。 | | | | | | |
| 関係団体等と連携し、各種講習会等を開催する中で、組織に属さない団塊世代の高齢者や若年層など、地域福祉の新たな担い手の発掘に努めます。 また、市内中学校や高校の生徒会役員に声がけするなどして、意欲のある若い世代のリーダー発掘に努めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 自治連・市老連・民児協・学校・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 講習会等の開催回数・ヤングリーダーの発掘 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：4回・ヤングリーダーの発掘 | | | | | | |

②地域リーダーの育成

| | | | | | | |
|--|----|---------------------------------|----|----|-----|-----|
| (1)テーマを定めた研修会や学習会を開催し、地域リーダーを育成します。 | | | | | | |
| 既に地域福祉活動等を展開する住民団体や専門職と連携し、地域リーダーの育成を目的とした研修会や学習会を開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 研修会・学習会等の開催回数 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：2回 | | | | | | |



③研修等と連動した活動の場の提供

| | | | | | | |
|---|-------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)研修会や学習会において習得した知識や技能が発揮できるよう、関連する活動の場を提供します。 | | | | | | |
| 研修会や学習会への参加者の意向を聴取し、習得した知識や技能が発揮できるボランティア活動を紹介するなど、実際の活動と結び付くよう支援します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 活動の支援及び状況把握 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 活動支援・状況把握 | | | | | | |

④認知症の啓発と支援者の養成

| | | | | | | |
|--|--------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)認知症に関する講座を開催します。 | | | | | | |
| サロンや自治会の会合など様々な機会を捉え、認知症に関する啓発と支援者の養成を目的とした講座を開催します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 自治連・包括セ・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 講座の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：4回 | | | | | | |

⑤(仮称)子ども人材センターの創設

| | | | | | | |
|--|-----------|-----|----|----|-----|-----|
| (1)将来の地域福祉を担う人材の確保・育成を図るため、(仮称)子ども人材センターを創設します。 | | | | | | |
| 将来、地域福祉の推進を担う人材を確保・育成するため、学校や関係団体等と連携・協議し、子どもたちが身近な地域で簡単な福祉活動を行う「(仮称)子ども人材センター」を創設します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 学校・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | モデル事業の実施数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 連携・協議・検討 | | 1事業 | | | 2事業 | |

基本目標4 誰もが安心して住み続けられるまちをつくる

現状と課題

本計画の基本理念である「ともに支えあうまちづくり」の実現は、結果として高齢者や障害のある方、子育て世代や外国人居住者など「誰もが安心して住み続けられるまちづくり」につながるものです。



社協では、これまで誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住民の皆さまや関係団体等のご協力のもと、様々な事業を展開してきましたが、今後も各事業について、さらなる充実を目指して取り組みます。



さらに、社協は社会福祉法人として自ら福祉サービスの提供などの活動に取り組む一方で、住民、地域団体、事業者、市等との連携・協働に向けてコーディネーターとしての機能を発揮し、地域福祉推進の中心的役割を果たしていきます。

方向性

本計画では、誰もが安心して住み続けられるよう、権利擁護支援や子育て支援、災害発生時等における対策の充実を図ります。

また、「基本理念」や「基本目標」を実現するため、既存事業の充実・拡充を進めるとともに、社協の機能強化を図っていきます。



プラン4-1 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の充実

取組内容

- ① 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知・啓発に努めます。
- ② 成年後見制度の利用促進に努めるとともに、市民後見人及び法人後見の活用を検討します。

①制度の周知・啓発

| | | | | | | |
|---|---------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)研修会や学習会を開催し、制度の周知・啓発に努めます。 | | | | | | |
| 広報紙やホームページ、SNSなどを活用するとともに、市民向けの学習会や説明会を開催するなどして、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の周知・啓発に努めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 学習会・説明会等の開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：3回 | | | | | | |

②成年後見制度の利用促進

| | | | | | | |
|--|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1)中核機関として、制度の利用促進に努めます。 | | | | | | |
| 成年後見制度利用促進の中核的な役割を担う「中核機関」として、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職とも連携し、権利擁護支援の方向性を検討するなど制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援地域連携ネットワークを構築します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 専門職を交えた支援検討会議開催回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 18回 | 18回 | 18回 |

| | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (2)市民後見人及び法人後見の活用を図ります。 | | | | | | |
| 市と連携し、講習会を実施するなどして、市民後見人の養成と積極的な活用を図ります。また、現在実施している法人後見モデル事業を継続し、法人後見の活用につなげます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 社協における法人後見受任件数（令和5年3月1日現在：1件） | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 1件 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 3件 | 3件 |

プラン4-2 子育て世帯、外国人居住者に対する支援

取組内容

- ① ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
- ② 外国人居住者に対する支援策の充実・拡充を図ります。

①ファミリー・サポート・センター事業の充実

| | | | | | | |
|---|------------------------|------|------|------|------|------|
| (1)ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 | | | | | | |
| 子育てに対する支援が必要な方が気軽に支援が受けられるよう、協力会員の増員を図るとともに、事業の周知に努めるなど充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 協力会員数（令和5年3月1日現在：331名） | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 335名 | 340名 | 345名 | 350名 | 355名 | 360名 | 365名 |

②外国人居住者支援策の充実・拡充

| | | | | | | |
|--|--------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)外国人居住者支援策を充実・拡充します。 | | | | | | |
| 近年増加している外国人居住者に対し、ボランティア団体の協力を得ながら、日本語習得のための支援などの充実・拡充を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 外国人支援策の充実・拡充 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 充実・拡充 | | | | | | |



プラン4-3 災害対策等の充実

取組内容

- ① 有事に備え、防災訓練への参加を通して地域連携を深めます。
- ② 災害時における要配慮者に対する対策を推進します。
- ③ 感染症等の感染拡大時の対応について検討を進めます。
- ④ 災害ボランティアセンターの充実を図ります。

①防災訓練等への参加促進

| | | | | | | |
|--|----|--------------------|----|----|-----|-----|
| (1)関係機関が実施する防災訓練等への参加を促進します。 | | | | | | |
| 防災、減災意識を高めるとともに、地域連携を深めるために、市や自治会（自主防災組織）などが実施する防災訓練等への積極的な参加を促進します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 防災、減災意識の高揚・地域連携の深化 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 防災、減災意識の高揚・地域連携の深化 | | | | | | |

②災害時における要配慮者対策の充実

| | | | | | | |
|---|----|---------------------------------|----|----|-----|-----|
| (1)ひとり暮らし高齢者の安否確認の方法等の対策を検討・充実します。 | | | | | | |
| 「地域元気ネットワーク事業」を通して70歳以上のひとり暮らし高齢者情報を整理するなどして、個人情報保護に配慮する中で、災害時における安否確認などの対策の検討・充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 災害時における一人暮らし高齢者に対する対策の検討・充実 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 検討・充実 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|----|-----------------------------|----|----|-----|-----|
| (2)災害時に障害者(児)を地域で支援する仕組みづくりを検討・推進します。 | | | | | | |
| 障害者(児)を支援するための災害ボランティア研修の開催など、障害者(児)関係団体とも連携し、災害時に地域で支援する仕組みづくりを検討・推進します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | | 住民・自治連・市老連・民児協・各ネットワーク・市・社協 | | | | |
| 数値目標等 | | 仕組みづくりの検討・推進 | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 連携・検討・推進 | | | | | | |

③感染症等の感染拡大時の対応

| | | | | | | |
|---|---------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)感染症等の感染拡大時の対応について検討を進めます。 | | | | | | |
| 様々な活動に制限がかかったコロナ禍の経験を踏まえ、感染症等の感染拡大時には対面型・集合型の活動に変えて、オンラインを活用した非接触型による活動の継続など、感染症等の特性も踏まえる中で、関係機関等と連携・協議して対応策の検討を進めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 状況に応じた対応策の検討 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 連携・協議・検討 | | | | | | |

④災害ボランティアセンターの充実

| | | | | | | |
|---|------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)災害ボランティアセンターの充実を図ります。 | | | | | | |
| 災害ボランティアセンターの充実を図るため、定期的に立上げ訓練を実施します。また、「災害時対応マニュアル」及び「業務継続計画」の適時・適切な見直しを行い、災害時に備えます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 災害ボランティアセンターの立上げ訓練実施回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：1回 | | | | | | |



プラン4-4 地域福祉を推進するための社協の体制強化

取組内容

- ① 地区担当制度を活用し、地域課題の解決等に努めます。
- ② 地域福祉・生活支援コーディネーターの取組を推進します。
- ③ 社協の機能強化を図ります。
- ④ 社協の活動を積極的に広報 PR します。

①地区担当制度の活用

| | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)地区担当職員は、担当する地域の課題解決等に努めます。 | | | | | | |
| 地区担当職員は、地域のサロンや会議に出席するなどして住民と顔の見える関係を構築し、地域課題等の解決に向けた調整役として活動します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | サロン、会議等への地区担当職員の出席回数（現状値：年1回） | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：2回 | | | | | | |

②地域福祉・生活支援コーディネーターの取組推進

| | | | | | | |
|--|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1)地域福祉・生活支援コーディネーターは、地域課題の発見・解決に向けての取組を推進します。 | | | | | | |
| 「地域福祉コーディネーター」及び「生活支援コーディネーター」は、地域課題の発見や解決に向け、住民と関係団体等による話しあいの場の立上げを支援するなどの取組を推進します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 住民・自治連・市老連・民児協・包括セ・各ネットワーク・市・社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 話しあいの場の箇所数（令和5年3月1日現在：2箇所） | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 3箇所 | 4箇所 | 5箇所 | 6箇所 | 7箇所 | 8箇所 | 9箇所 |

③職員研修会の実施と「(仮称)社協強化発展計画」の策定

| | | | | | | |
|--|------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)職員研修会を実施するとともに、社協強化・発展のための計画を策定し、実践します。 | | | | | | |
| 社協として果たすべき役割を再確認し、職員同士が共通認識を持つことにより、本計画の推進はもとより、地域福祉のさらなる向上を目指すことを目的に、職員研修会を実施するとともに、「(仮称)社協強化発展計画」を策定し、実践します。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数値目標等 | 職員研修会の実施回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：1回 | | | | | | |

④社協の広報強化

| | | | | | | |
|---|-------------------|----|----|----|-----|-----|
| (1)社協の事業などについて、幅広く広報します。 | | | | | | |
| 社協の活動等への賛同を得るとともに、各種事業への参加・利用につながるよう、様々な機会を捉えて積極的に広報します。 また、社協のマスコットキャラクター「ワーオくん」がイベントなどに参加する機会を確保し、子どもたちをはじめ多くの方にその存在を知ってもらうことにより、社協の認知度の向上に努めます。 | | | | | | |
| 関係する団体等 | 社協 | | | | | |
| 数 値 目 標 等 | ワーオくんのイベント等への参加回数 | | | | | |
| R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 毎年度：4回 | | | | | | |



第4章 計画の推進と検証



●● 1 計画の推進 ●●

本計画を推進するためには、住民、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体など、これまで地域福祉を支えてこられた地域の皆さまや、行政とのより一層の連携が必要です。

今後も、社協が中心となってこれらの皆さまと連携・協働し、「ともに支えあうまちづくり」の実現を目指します。

計画推進にあたっては、様々な立場の皆さまからご意見をいただくことが重要であることから、今後、地域福祉活動計画推進委員会（以下、推進委員会という。）を設置し、住民参加と住民合意を基本に着実な推進に努めます。

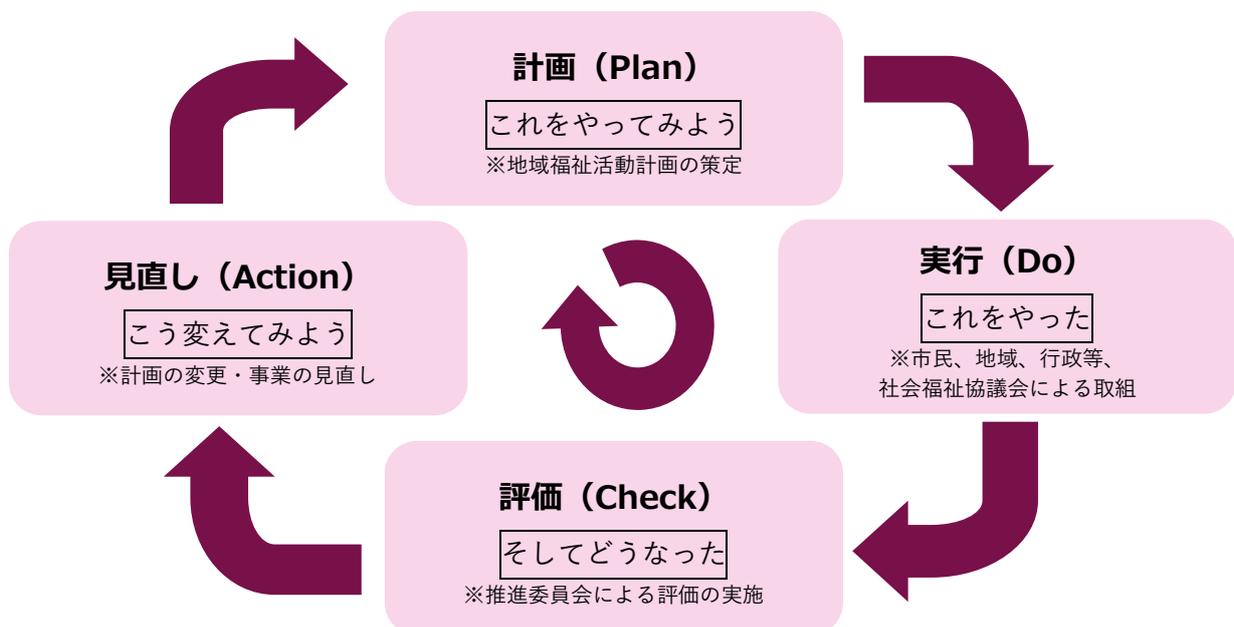
●● 2 計画の進行管理・評価 ●●

本計画に掲げた事業等については、必ずしも数値目標を設定することで進捗状況や達成状況が測れるものでないものも多くあります。

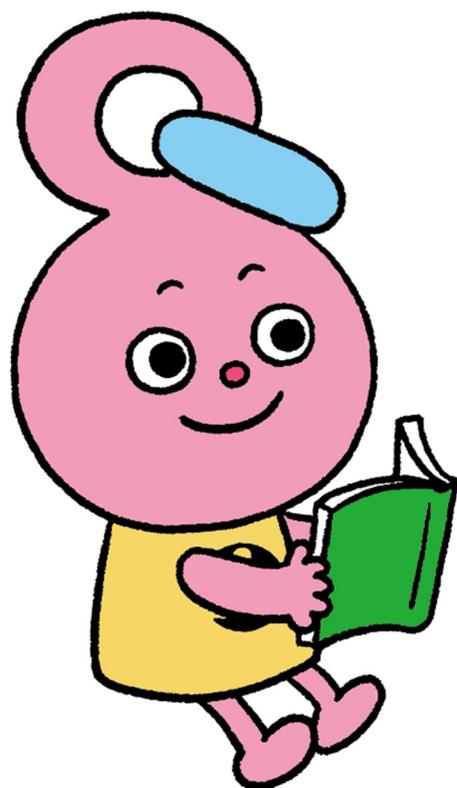
そういった事業等については、実施までのプロセス、進捗状況や実績等のデータを蓄積するなどして、できる限り成果の「見える化」を図ります。

また、本計画の進行管理・評価にはPDCAサイクルを導入し、推進委員会において、事業等の進捗状況や成果を報告する中で評価を行い、適宜、計画の変更や事業の見直しなどを実施します

■PDCA サイクル



資料編



1 昭島市地域福祉活動計画策定委員会開催状況

| 回 | 日 時 | 内 容 | 出席者 |
|---|---------------------------|--|-----|
| 1 | 令和4年7月6日(水) 書面開催 | 委員委嘱 諮問 協議・報告事項 ・昭島市社会福祉協議会について ・計画策定の経緯等について ・住民意識調査結果について ・住民懇談会の開催について ・第2回以降の策定委員会開催予定等について | 18名 |
| 2 | 令和4年9月16日(金) 午後6時30分～ | 委員長、副委員長の互選 協議・報告事項 ・第1回策定委員会書面開催に伴う意見について ・住民意識調査結果のまとめについて ・現「支えあいプラン」(実施計画)の評価について | 13名 |
| 3 | 令和4年11月16日(水) 午後6時30分～ | 協議・報告事項 ・昭島市地域福祉活動計画(素案)について ・第4回以降の策定委員会開催予定について | 17名 |
| 4 | 令和5年1月26日(木) 午後6時30分～ | 協議・報告事項 ・昭島市地域福祉活動計画(案)について | 16名 |
| 5 | 令和5年2月24日(金) 午後6時30分～ | 協議・報告事項 ・昭島市地域福祉活動計画(案)について ・答申 | 14名 |

2 昭島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 昭島市地域福祉活動計画の策定について検討するため、昭島市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、昭島市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、昭島市地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査及び検討し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- 1)地域福祉団体の関係者
- 2)自治会関係者
- 3)学識経験者
- 4)福祉行政の職に有る者
- 5)公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による会長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、昭島市社会福祉協議会内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

3 昭島市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

| No. | 所 属 | 氏 名 |
|-----|-------------------|-----------------------------|
| 1 | 昭島市老人クラブ連合会 | 梶谷 美隆 |
| 2 | 昭島市民生委員・児童委員協議会 | 加藤 善美 |
| 3 | 昭島市地域包括支援センター | 和田 光弘 |
| 4 | 昭島市障害者(児)福祉ネットワーク | 高橋 知子 |
| 5 | 昭島市保育園長会 | 川村 純子 |
| 6 | NPO法人大きなかぶ | 牧野 奈緒美 |
| 7 | 昭島市赤十字奉仕団 | 志茂 節子 |
| 8 | 東京昭島ロータリークラブ | 高橋 龍治 |
| 9 | 昭島ボランティアセンター運営委員会 | ○ 田川 隆敏 |
| 10 | 昭島ふれあいほっとサロン推進委員会 | 安芸 茂継 |
| 11 | 自治会 関係者 | 昭島市自治会連合会 中島 岩雄 |
| 12 | 経験者 学識 | 昭島市立小学校長会 小瀬 和彦 |
| 13 | | 目白大学 ◎ 福島 忍 |
| 14 | 公募 市民 | 公募市民 八木 正子 |
| 15 | 行政機 関 | 昭島市保健福祉部福祉総務課 山崎 慎弥 |
| 16 | | 昭島市保健福祉部介護福祉課 女屋 崇之 |
| 17 | | 昭島市保健福祉部障害福祉課 平沢 智子 |
| 18 | | 昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課 岡本 匡弘 |

※ ◎:委員長、○:副委員長

4 住民意識調査結果の概要

(1)意識調査の概要

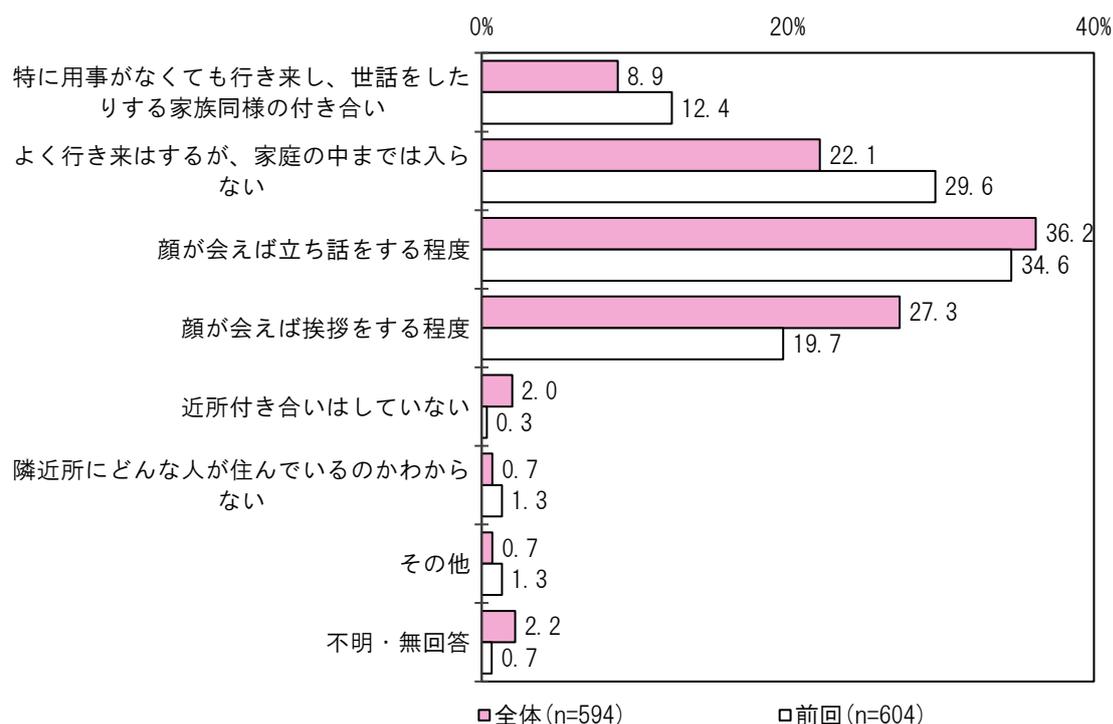
本計画の策定にあたって、地域の課題やそれに対する住民意識を把握し、計画に反映するために以下の通り意識調査を実施しました。調査項目は、性別、年齢などの基礎的項目のほか、地域との関わり方、今後必要な福祉の取組、ボランティア活動と福祉教育、災害発生時の対応、社会福祉協議会についてそれぞれ設定しました。

なお、平成 26 年に「昭島市地域福祉活動計画(あきしま支え合いプラン)」の策定のために実施した市民への意識調査の結果を、「前回調査」として比較のために掲載しています。

(2)調査結果概要(抜粋)

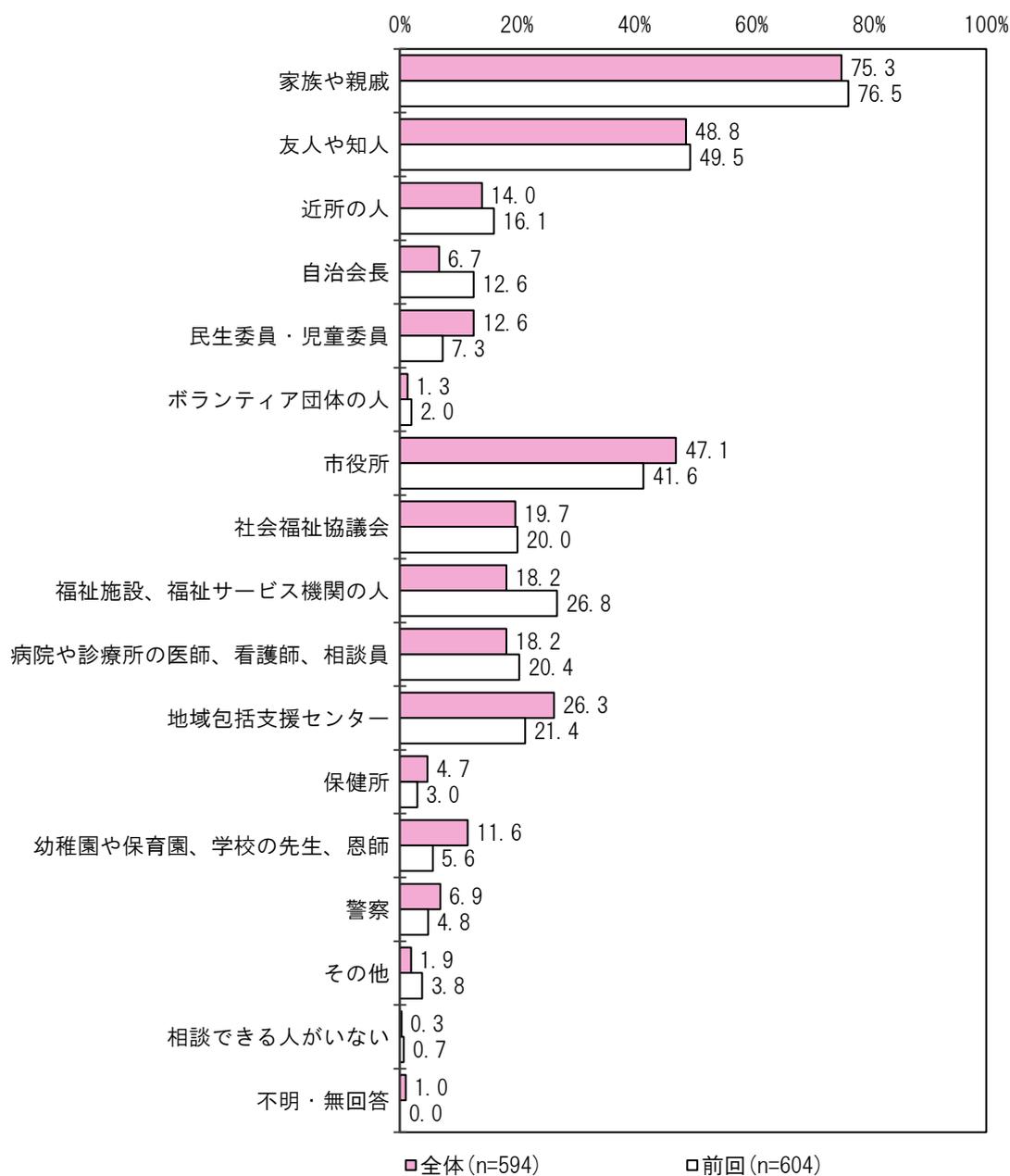
①地域との関わりについて

①-1 近所付き合いの状況(単数回答)



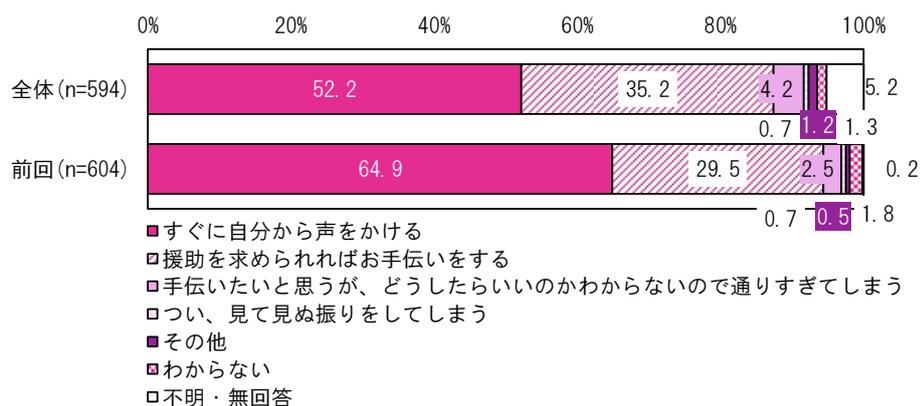
「顔が会えば立ち話をする程度」が 36.2%と最も多く、次いで「顔が会えば挨拶をする程度」が 27.3%、「よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」が 22.1%となっています。

①-2 生活上の困りごとや福祉サービスの利用に際した相談先(複数回答)



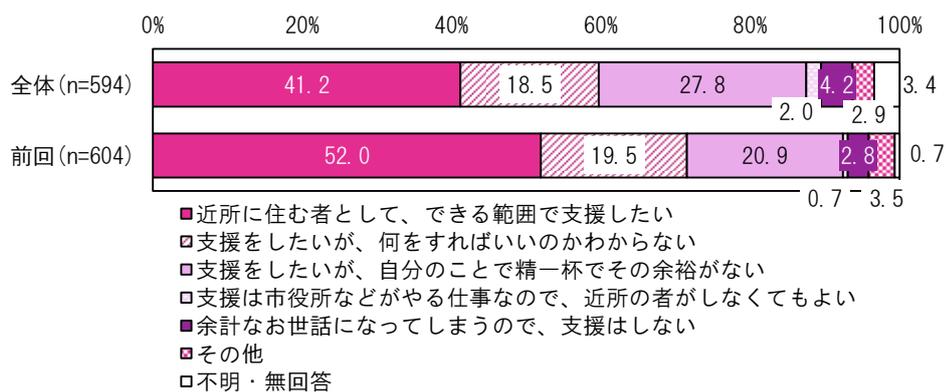
「家族や親戚」が 75.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が 48.8%、「市役所」が 47.1%となっています。

①-3 身体の不自由な方が困っているところを見かけた際の対応(単数回答)



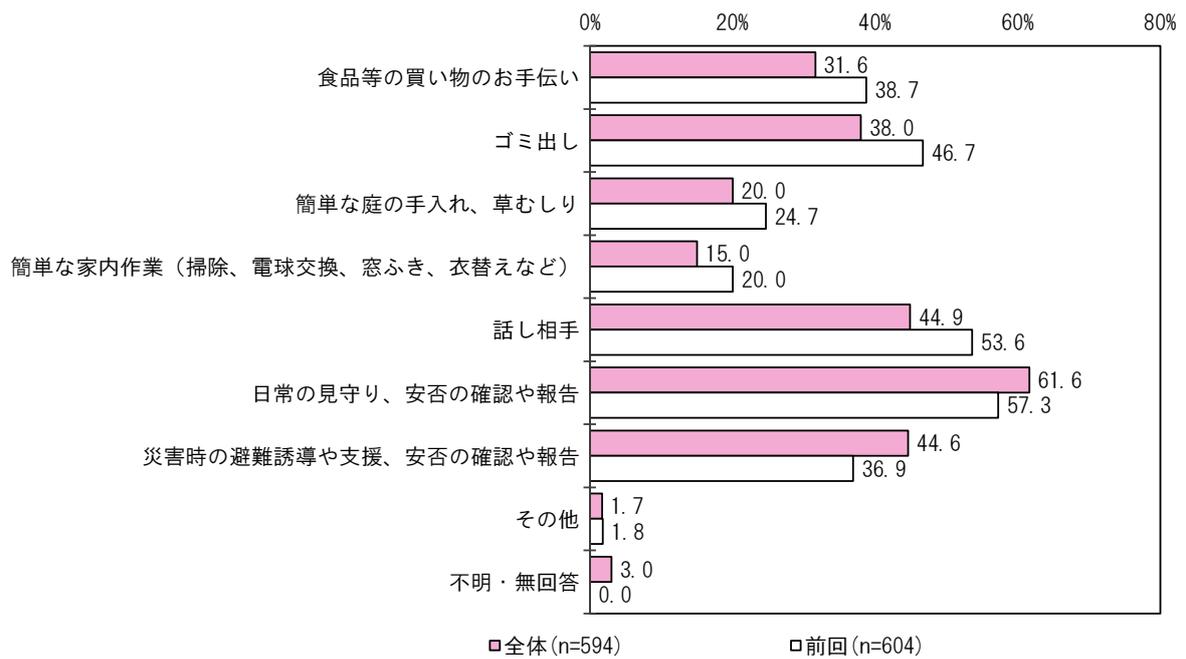
「すぐに自分から声をかける」が 52.2%と最も多く、次いで「援助を求められればお手伝いをする」が 35.2%、「手伝いたいと思うが、どうしたらいいのかわからないので通りすぎてしまう」が 4.2%となっています。

①-4 近所の方への支援に対する考え方(単数回答)



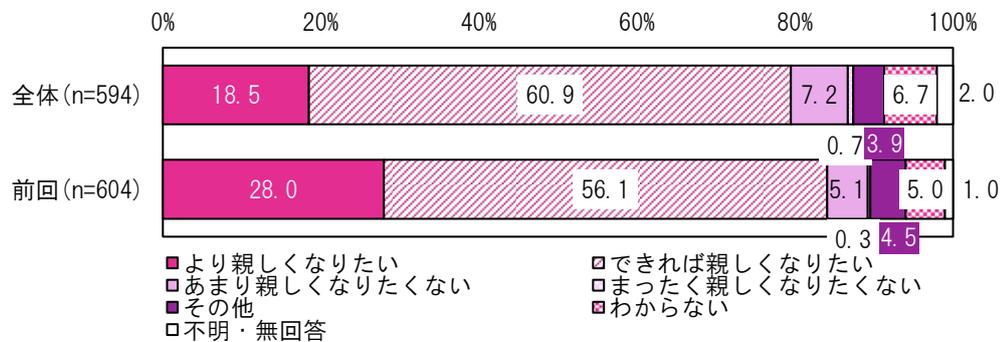
「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 41.2%と最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が 27.8%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が 18.5%となっています。

①-5 近所で困っている方に対して自分ができると思う支援活動(複数回答)



「日常の見守り、安否の確認や報告」が61.6%と最も多く、次いで「話し相手」が44.9%、「災害時の避難誘導や支援、安否の確認や報告」が44.6%となっています。

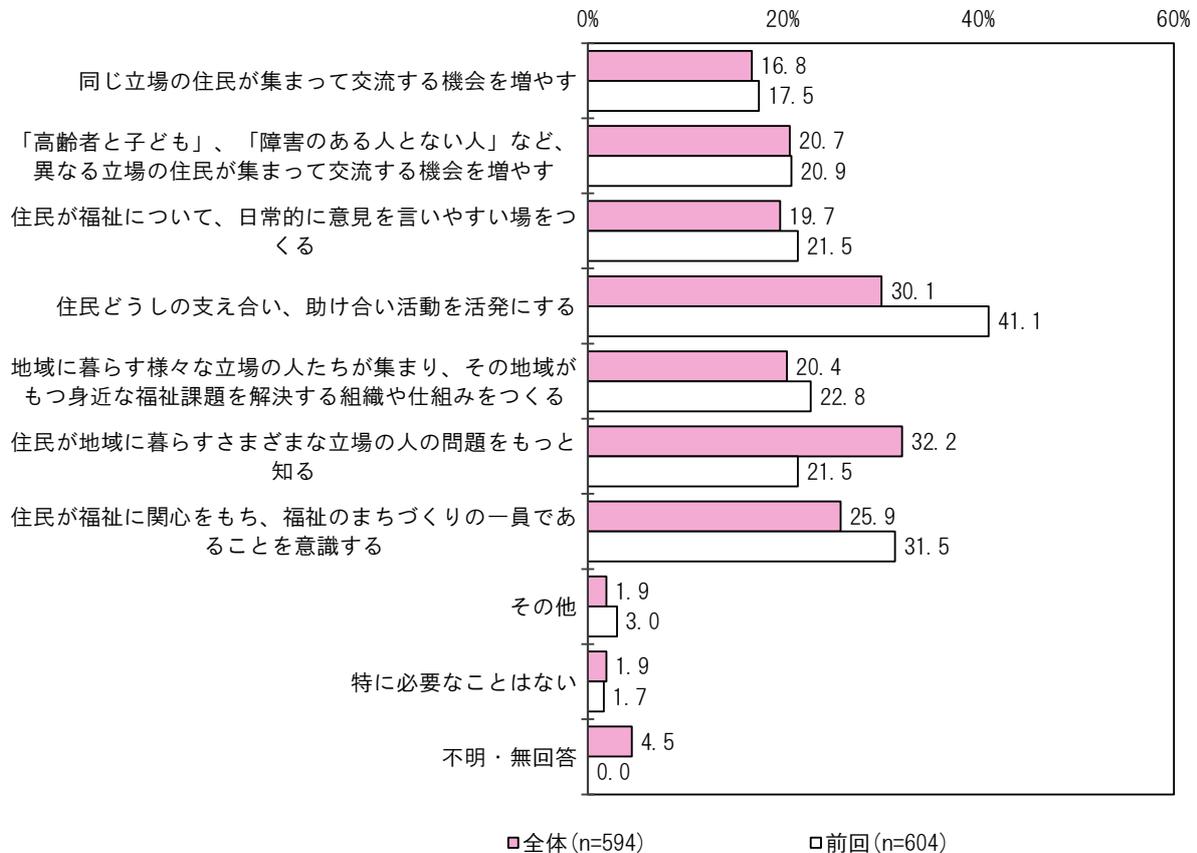
①-6 今後における地域の人との関わり方(単数回答)



「できれば親しくなりたい」が60.9%と最も多く、次いで「より親しくなりたい」が18.5%、「あまり親しくなりたくない」が7.2%となっています。

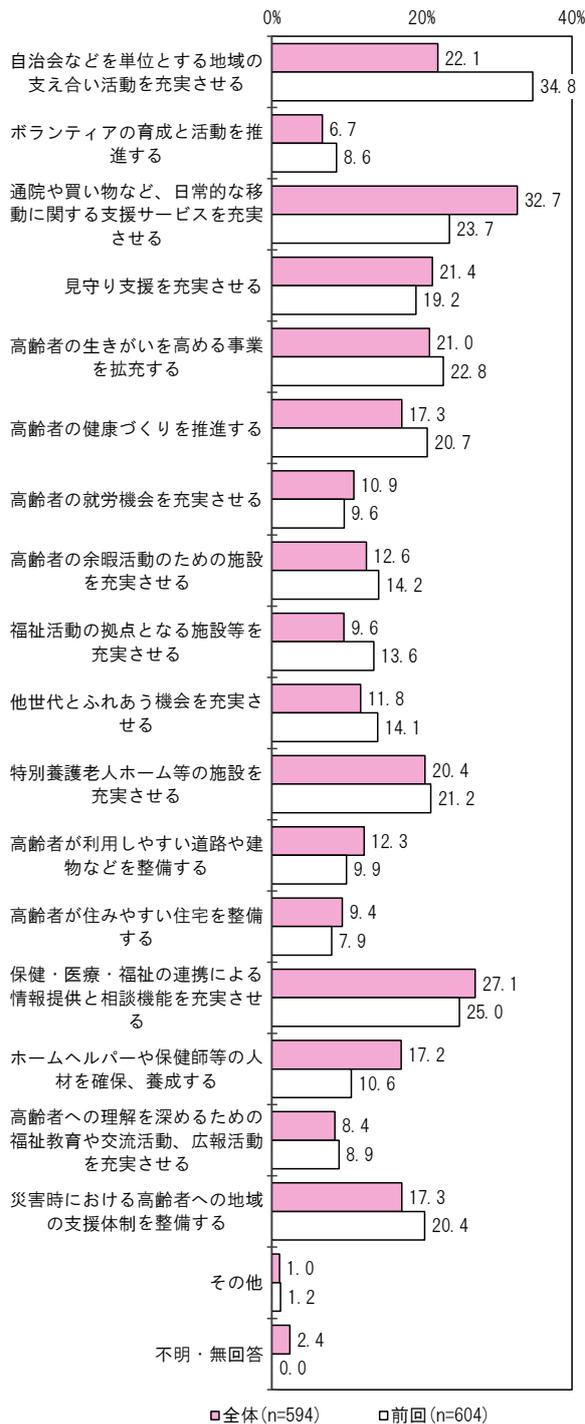
②福祉の取組について

②-1 地域の福祉をより充実させるために重要なこと(複数回答)

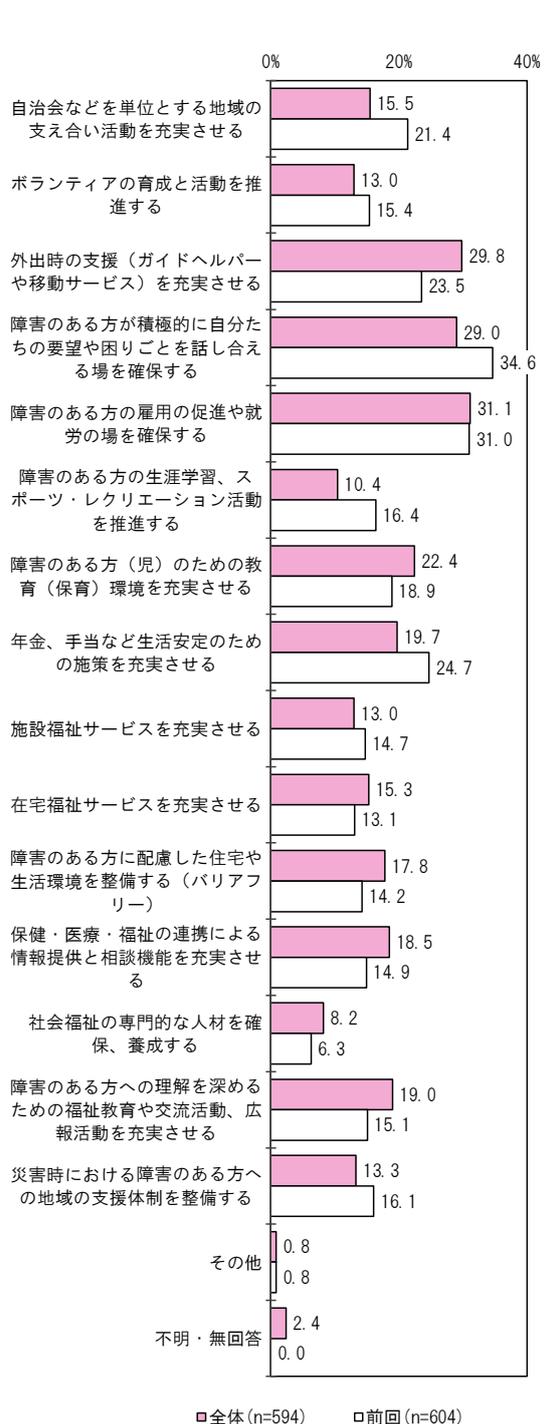


「住民が地域に暮らすさまざまな立場の人の問題をもっと知る」が32.2%と最も多く、次いで「住民どうしの支え合い、助け合い活動を活発にする」が30.1%、「住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを意識する」が25.9%となっています。

②-2 高齢者の方にとって住みよいまちをつくるために重要なこと(複数回答)



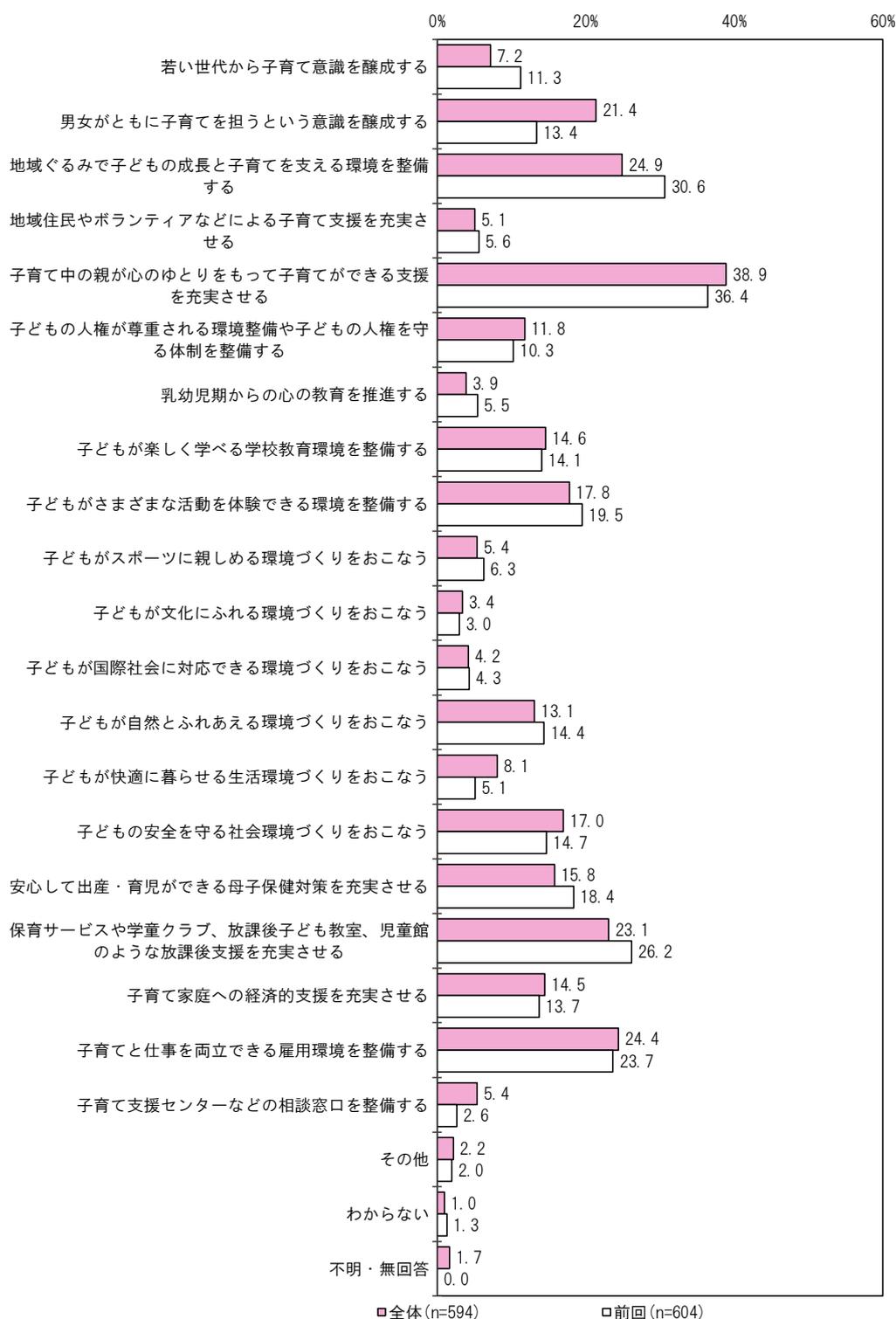
②-3 障害のある方にとって住みよいまちをつくるために重要なこと(複数回答)



高齢者の方にとって住みよいまちをつくるために重要なことについてみると、「通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスを充実させる」が32.7%と最も多く、次いで「保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能を充実させる」が27.1%、「自治会などを単位とする地域の支え合い活動を充実させる」が22.1%となっています。

障害のある方にとって住みよいまちをつくるために重要なことについてみると、「障害のある方の雇用の促進や就労の場を確保する」が31.1%と最も多く、次いで「外出時の支援(ガイドヘルパーや移動サービス)を充実させる」が29.8%、「障害のある方が積極的に自分たちの要望や困りごとを話し合える場を確保する」が29.0%となっています。

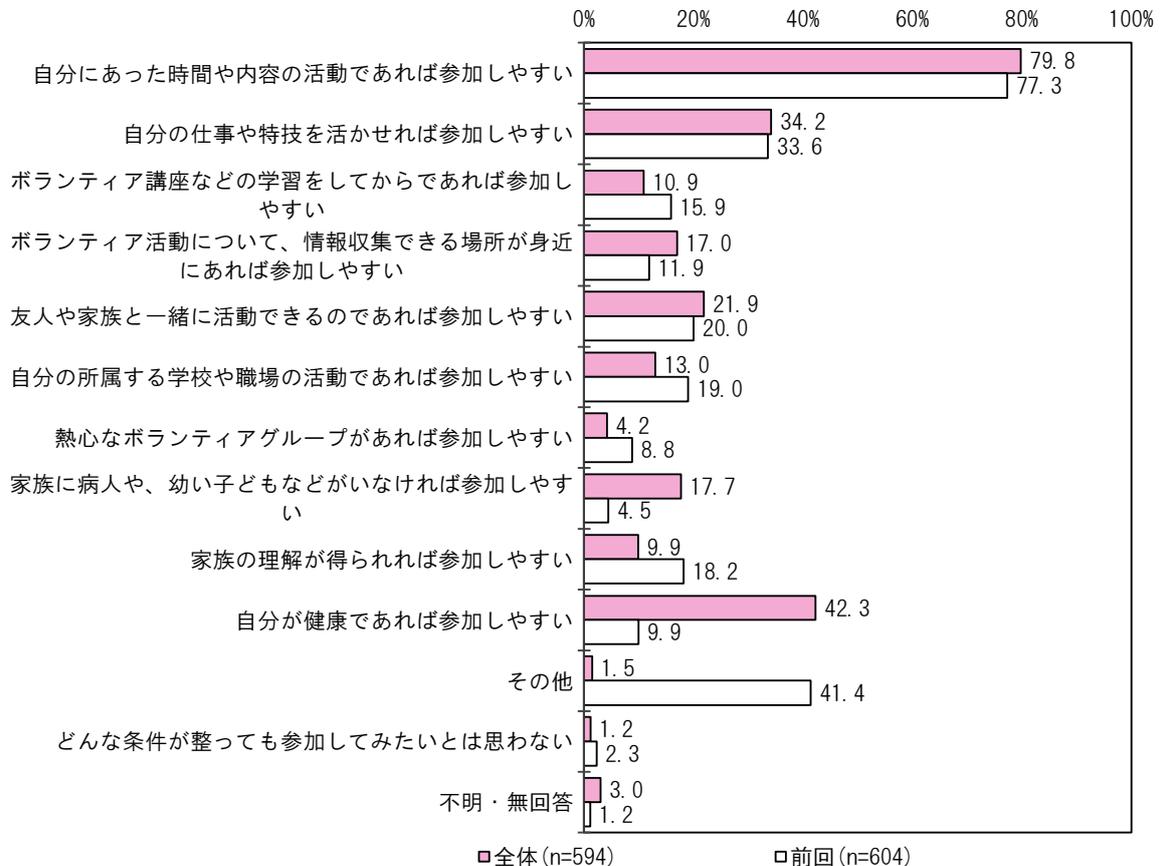
②-4 子どもを健やかに育てるために重要なこと(複数回答)



「子育て中の親が心のゆとりをもって子育てができる支援を充実させる」が 38.9%と最も多く、次いで「地域ぐるみで子どもの成長と子育てを支える環境を整備する」が 24.9%、「子育てと仕事を両立できる雇用環境を整備する」が 24.4%となっています。

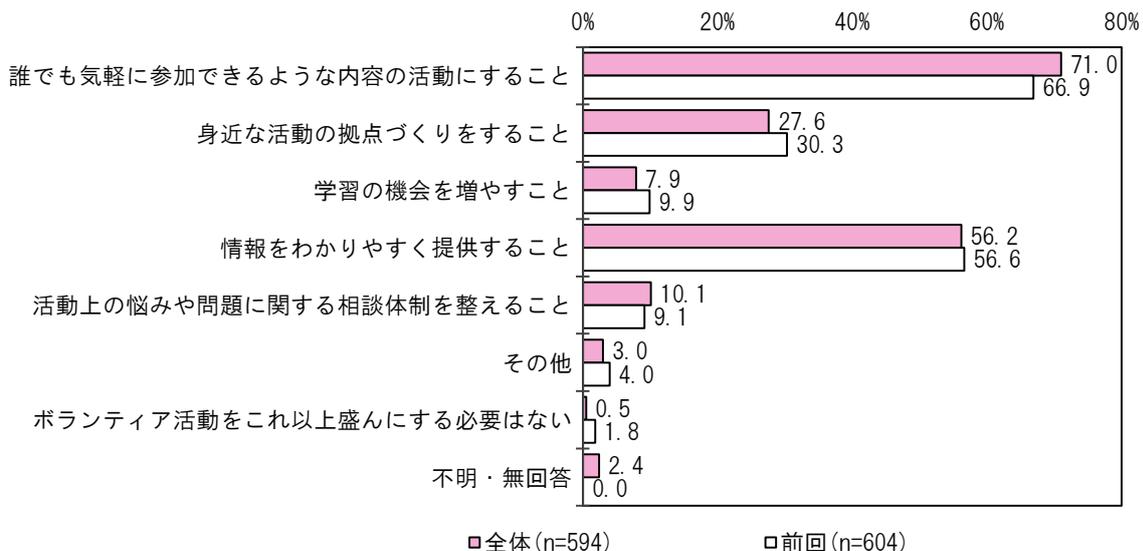
③ ボランティア活動・福祉教育について

③-1 どのような条件を整えばボランティアに参加しやすくなるか(複数回答)



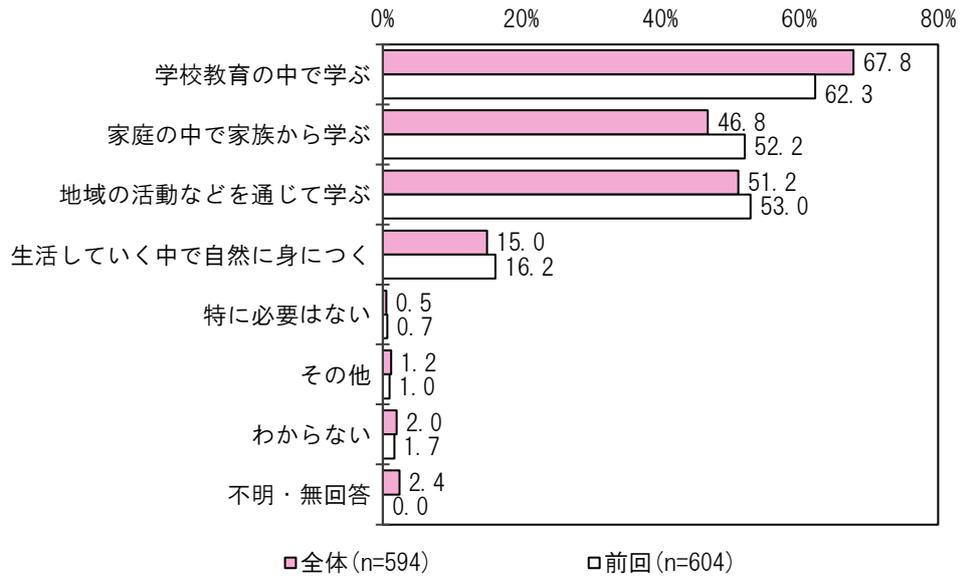
「自分にあった時間や内容の活動であれば参加しやすい」が 79.8%と最も多く、次いで「自分が健康であれば参加しやすい」が 42.3%、「自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい」が 34.2%となっています。

③-2 昭島市でボランティア活動や市民活動をもっと盛んにするために重要なこと(複数回答)



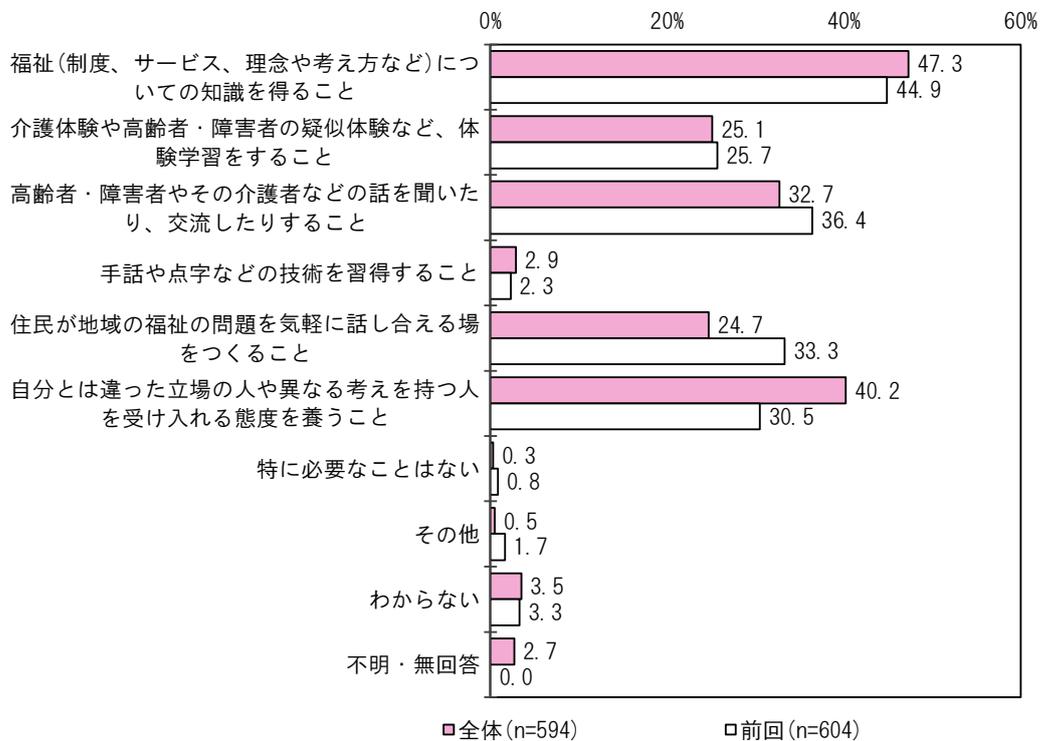
「誰でも気軽に参加できるような内容の活動にすること」が 71.0%と最も多く、次いで「情報をわかりやすく提供すること」が 56.2%、「身近な活動の拠点づくりをすること」が 27.6%となっています。

③-3 福祉教育に対する考え(複数回答)



「学校教育の中で学ぶ」が67.8%と最も多く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」が51.2%、「家庭の中で家族から学ぶ」が46.8%となっています。

③-4 住民が福祉について理解を深めるために重要なこと(複数回答)

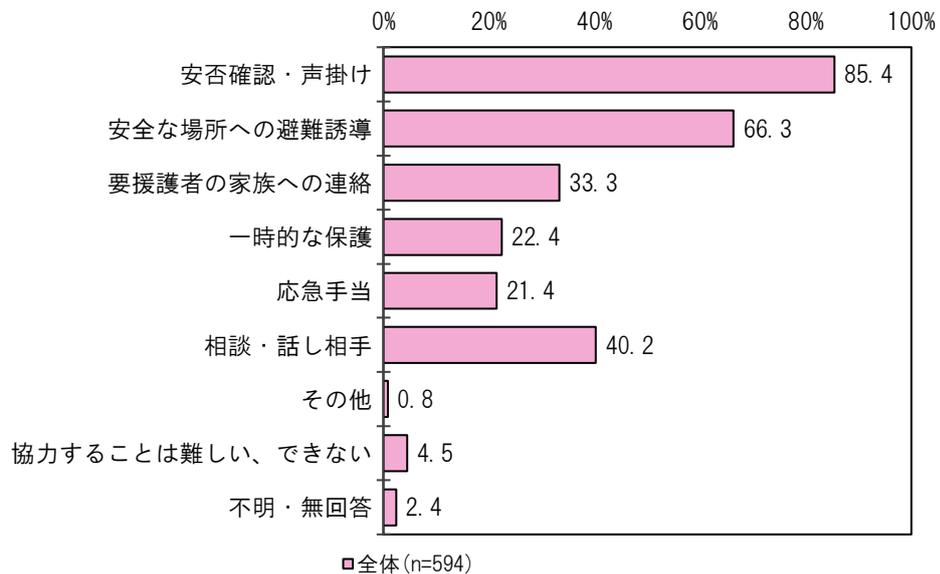


「福祉(制度、サービス、理念や考え方など)についての知識を得ること」が47.3%と最も多く、次いで「自分とは違った立場の人や異なる考えを持つ人を受け入れる態度を養うこと」が40.2%、「高齢者・障害者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」が32.7%となっています。

④災害発生時の対応について

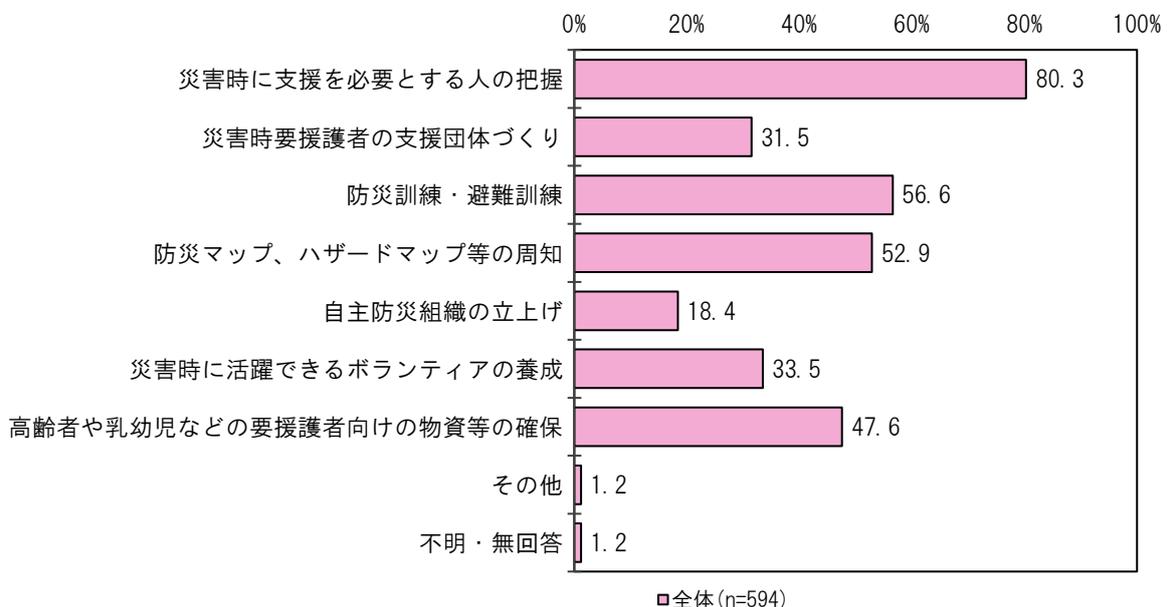
※この項目は、今回調査で新たに設けたものです。

④-1 災害時に、近所の支援を必要とする方のためにできること(複数回答)



「安否確認・声掛け」が 85.4%と最も多く、次いで「安全な場所への避難誘導」が 66.3%、「相談・話し相手」が 40.2%となっています。

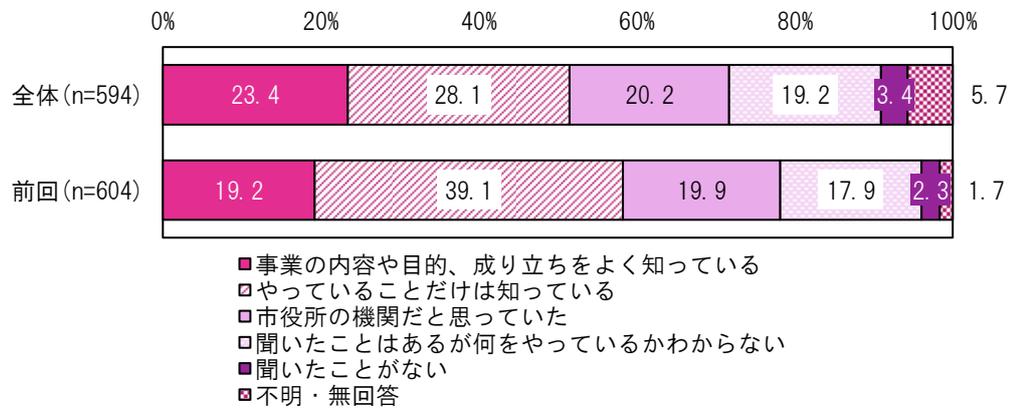
④-2 災害時に支援を必要とする人への支援策として地域で備えておくべきこと(複数回答)



「災害時に支援を必要とする人の把握」が 80.3%と最も多く、次いで「防災訓練・避難訓練」が 56.6%、「防災マップ、ハザードマップ等の周知」が 52.9%となっています。

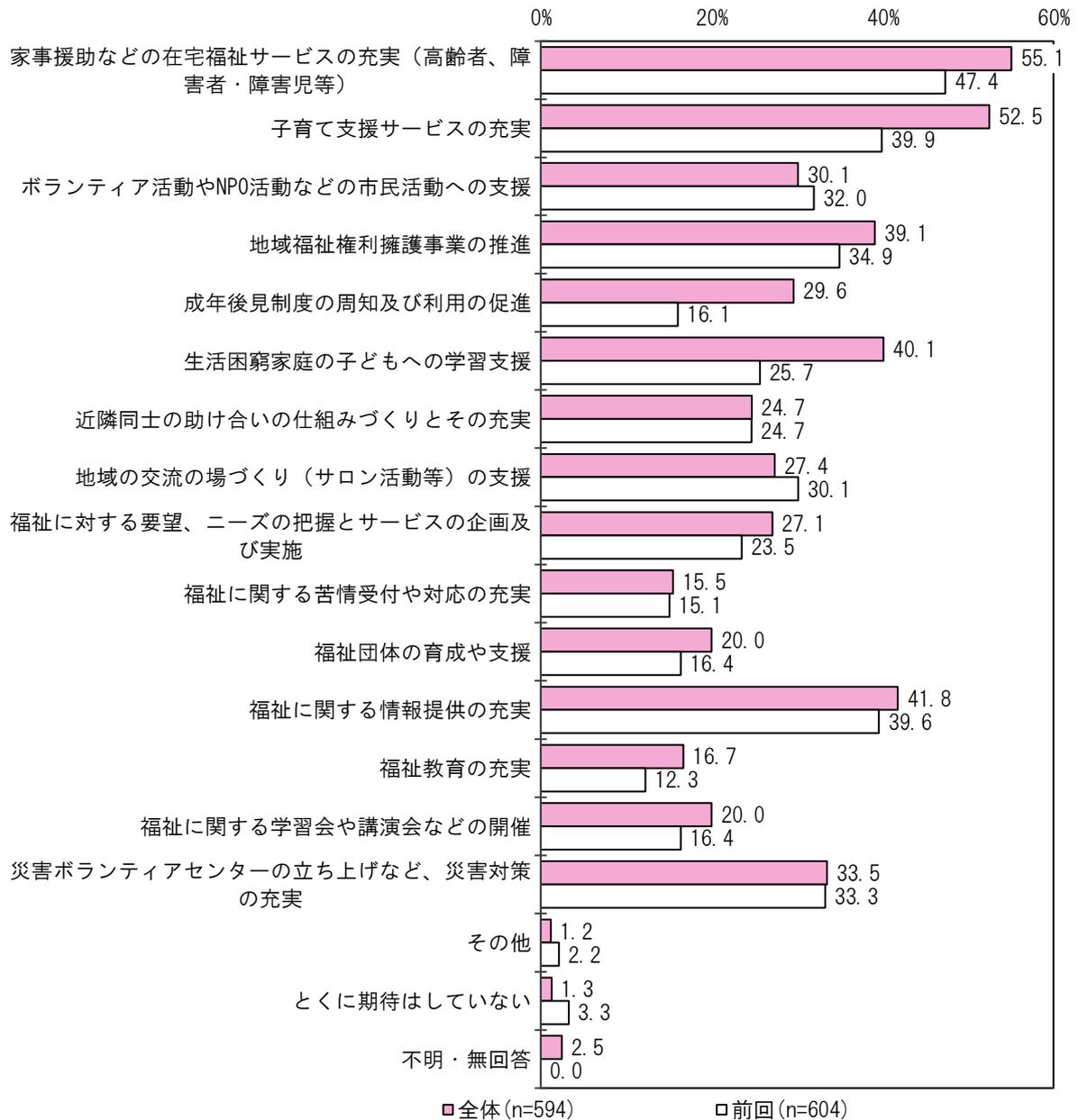
⑤社会福祉協議会について

⑤-1 社会福祉協議会に対する認識(単数回答)



「やっていることだけは知っている」が 28.1%と最も多く、次いで「事業の内容や目的、成り立ちをよく知っている」が 23.4%、「市役所の機関だと思っていた」が 20.2%となっています。

⑤-2 社会福祉協議会に期待すること(複数回答)



「家事援助などの在宅福祉サービスの充実(高齢者、障害者・障害児等)」が 55.1%と最も多く、次いで「子育て支援サービスの充実」が 52.5%、「福祉に関する情報提供の充実」が 41.8%となっています。

5 用語解説

| 用語 | 解説 |
|--------------------|---|
| あ行 | |
| 昭島ふれあいほっとサロン | 誰もが集まって、お話ししたり、お茶を飲んだりして楽しい時間を過ごすことで、「地域のつながりが生まれる場」。 |
| SNS | ソーシャルネットワーキングサービスの略。サービスに登録した利用者同士が交流でき、インターネット上で人と人がつながれるような場所を提供している。代表的な SNS として、LINE・Twitter・Instagram・Facebook 等が挙げられる。 |
| オンラインツール | オンライン上で利用ができるツールや提供されているサービスのこと。インターネット環境を活用して利用するものであるため、インターネットが利用できる場所であれば、デバイス※や時間を問わず利用が可能。 ※デバイス：日頃使っているパソコン・タブレット・スマートフォンや、それらと接続して使う装置の総称。 |
| か行 | |
| 業務継続計画 | 大規模自然災害や感染症の流行などといった事業継続リスクが発生した場合に、業務の中断などの被害を最小限に留め、素早い復旧を実現し事業を継続する方法について定めた計画。 |
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、高齢者に関する施策や介護保険事業について基本的な考え方や目標を定めたもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に市町村が策定する計画。 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき市町村に策定が義務付けられているもので、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目的とした計画。 |
| (仮称)子ども人材センター | 社協の「共助の基盤づくり協議体委員会」で発案された、異年齢交流や福祉教育を目的とした事業の一つで、小・中学生や高校生が主体となって地域の高齢者の生活支援活動等を行う取組。 |
| さ行 | |
| 災害時における要配慮者 | 高齢者、障害者(児)、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など、特に配慮や支援が必要となる人のこと。 |
| 災害ボランティアセンター | 平成 24 年 1 月に市と締結した「災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定」に基づき、災害時に全国から集まるボランティアの受け入れやコーディネート、派遣等を行うために設置するセンター。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| 自己実現 | 一般的には「自分の持っている能力を最大限発揮して、何かを成し遂げること」と解されている。 |
| 市民後見人 | 弁護士等の専門職でない市民が後見人としての知識を身に着け、介護サービス利用契約の支援など、成年後見制度の担い手として活動する人のこと。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 市町村が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。 |
| 障害者プラン | 障害のある人の生活状況や意向などのニーズを受け止め、様々な福祉課題に対応するため、切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指し、地域の関係機関や団体、関係部署との連携・協働のもと、障害福祉施策の総合的かつ計画的な展開を図るため、市町村が策定する計画。 |
| 生活圏域 | 住民が日常生活を営む活動範囲のこと。 |
| 生活支援コーディネーター | 地域において、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)の役割を担う専門職のこと。 |
| 成年後見制度 | 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の生命、身体、財産などの権利を守るための制度。自らの意思で後見人を選定する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選定を申し立てる「法定後見」がある。 |
| セーフティネット | 主に社会保障のことを指し、生活する中で起こる様々なリスクに備え、最悪の事態を回避するために用意された仕組みのこと。 |
| た行 | |
| 地域元気ネットワーク事業 | 民生委員・児童委員の協力のもと、主に安否確認を目的に、登録いただいた70歳以上で一人暮らし高齢者の方を見守る事業。 |
| 地域コミュニティ | 地域住民が生活している場所で、様々な活動を行いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、住民の集団のこと。 |
| 地域福祉 | 地域社会における福祉的な課題等に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え、取組。 |
| 地域福祉権利擁護事業 | 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助等を行う事業。 |
| 地域福祉コーディネーター | 多様な地域課題等を的確に把握し、行政や関係団体等と連携し、主体的な地域活動をサポートしながら課題解決を図るための「つなぎ役」を担う専門職のこと。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------------|--|
| 地域包括支援センター | 地域住民の心身の健康の維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な支援を包括的に行う地域の中核機関。市内に5箇所設置され、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などが配置されている。 |
| な行 | |
| 夏の体験ボランティア | 小学生以上を対象として、夏休みを利用してボランティア活動に参加し、その体験から地域社会への関心を深め、社会に参加することの意義を学んでもらうことを目的とした事業。 |
| は行 | |
| 発達障害 | 「発達障害者支援法」では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。 |
| 引きこもり状態 | 仕事や学校に行かず、家族以外の人とほとんど交流をせずに、6か月以上続けて自宅に閉じこもっている状態。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 地域において子育ての援助を受けたい人と、援助が行える人が会員となり、会員同士で子育てについて相互援助活動を行う事業。 |
| 福祉教育支援プログラム | 社協のボランティアセンターが作成している「地域と学校をつなぐしくみづくり」のプログラム。 |
| ボランティア・市民活動フェスティバル | これまでボランティア活動や市民活動をしたことがない人に、市内で参加できる様々な活動について知っていただき、市民活動に参加するきっかけをつくることを目的に、ボランティア団体等の協力を得て社協が実施している事業。 |
| ま行 | |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員は、都道府県知事からの推薦により厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談に応じ、必要な援助を行い、地域福祉の増進を担う。また、児童委員を兼務し、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も担っている。 |

昭島市地域福祉活動計画

あきしま 支えあいほっとプラン

令和5(2023)年4月 ~ 令和 11(2029)年3月

発行:社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会
〒196-0015
昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター2階
TEL:042(544)0388
FAX:042(543)0003
E-mail:syakyo@acsw.or.jp



昭島市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ワーオくん」